

# 十日町市 子ども・子育て応援プラン

(第2期十日町市子ども・子育て支援事業計画)

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度



「大地のおくりもの／鞍掛純一＋日本大学芸術学部彫刻コース有志」の前にて

つなごう手と手 ～子どもたちの未来のために～

令和2年3月

新潟県十日町市



## はじめに

わが国では、急速な少子化の進展、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出による共働き家庭の増加など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに対する不安や孤立感を感じる家庭が増えており、これらを背景とした児童虐待や子どもの貧困などの課題が顕在化してきています。

これらに対応するため、国においては、平成 27 年度より幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、その後も、児童虐待防止対策の強化や、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化など、子育て支援対策の強化が進められています。

これまで本市においては、平成 27 年 3 月に子ども・子育て支援法に基づく「十日町市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、若い世代が安心して子どもを産み、子育てをしやすい社会の実現を目指し、この世代から要望の強かった児童センター「めぐらんど」の整備をはじめとした、様々な施策を進めてまいりました。

これらの成果を継承しつつ、安心して子育てできる環境をより充実させるため、このたび、子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画、母子保健計画を包含した「十日町市子ども・子育て応援プラン」を策定しました。

本計画の基本理念は「安心して子どもを産み育てられるまち」として、地域の支えを通じて、次代を担う子どもたちが健やかに成長でき、子育て家庭が子育ての楽しさや喜びを実感しながら、安心して産み育てることができるよう、市民の皆様と共に取組を進めてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました十日町市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査等にご協力いただきました市民の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

十日町市長 関口 芳史

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたり

- 1 計画策定の背景と趣旨 . . . . . 1
- 2 計画の位置づけ . . . . . 1
- 3 計画期間 . . . . . 2
- 4 計画の対象 . . . . . 2

## 第2章 十日町市の子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 統計データからみる十日町市の状況 . . . . . 3
- 2 ニーズ調査からみる子育て家庭の状況 . . . . . 11
- 3 第1期子ども・子育て支援事業計画の達成度状況 . . . . . 16
- 4 課題と方向性 . . . . . 17
- 5 将来推計 . . . . . 18

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 . . . . . 21
- 2 基本目標 . . . . . 22
- 3 施策の体系 . . . . . 23

## 第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関する事項

- 1 教育・保育等の提供区域の設定 . . . . . 25
- 2 教育・保育の量の見込みと確保方策 . . . . . 26
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 . . . . . 29
- 4 教育・保育の一体的提供と体制の確保 . . . . . 32
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 . . . . . 33
- 6 教育・保育施設、地域型保育事業を行う者の相互の連携、  
保育所・認定こども園等と小学校等との連携とその推進方策 . . . . . 34
- 7 産後の休業・育児休業等の円滑な利用の確保 . . . . . 34
- 8 子どもに関する専門的な識・技術を要する支援に関する  
県が行う施策との連携 . . . . . 34
- 9 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように  
するために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 . . . . . 34

## 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

- 1 施策の体系 . . . . . 37
- 2 重点的な取組 ～計画で中核として位置づけるもの～ . . . . . 39
- 3 事業の展開 . . . . . 40

**第6章 計画の達成に向けて**

1 計画の推進体制 . . . . . 53  
2 計画の進行管理 . . . . . 54

**資料編**

十日町市子ども・子育て応援プランの策定経過 . . . . . 55  
子ども・子育てニーズ調査結果 . . . . . 56  
母子保健計画に係る成果指標の現状 . . . . . 61  
十日町市の教育・保育施設等一覧 . . . . . 63  
十日町市子ども・子育て会議委員 . . . . . 66  
十日町市子ども・子育て会議条例 . . . . . 67

## 第1章

# 計画の策定にあたり

## 第1章 計画の策定にあたり

### 1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子化の進展、女性の社会進出、家族・地域をめぐる環境の変化による子育ての不安や孤立感の増加、雇用環境の変化、保育所待機児童の問題など、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。この環境の変化に対応するため、国では、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

その後、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされ、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、消費税引き上げによる財源を活用し、待機児童の解消や幼児教育・高等教育を無償化することとされ、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

その一方で、児童虐待は後を絶たず、深刻な社会問題となっています。国は、平成28年6月に昭和22年の制定以来見直しされていなかった「児童福祉法」の第1条を改め、児童が権利の主体であることを明確化しました。さらに、児童虐待の発生予防や発生時の迅速・的確な対応のため、市町村における子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置の努力義務化などを講じました。

また、子どもの貧困対策の総合的な推進を図るため、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を改正し、市町村における計画策定の努力義務化などを講じました。

こうした背景の中、本市においては、平成27年3月に「十日町市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、安心して子どもを産み育てられるまちの実現に向けて、子育て環境の整備に取り組んできました。

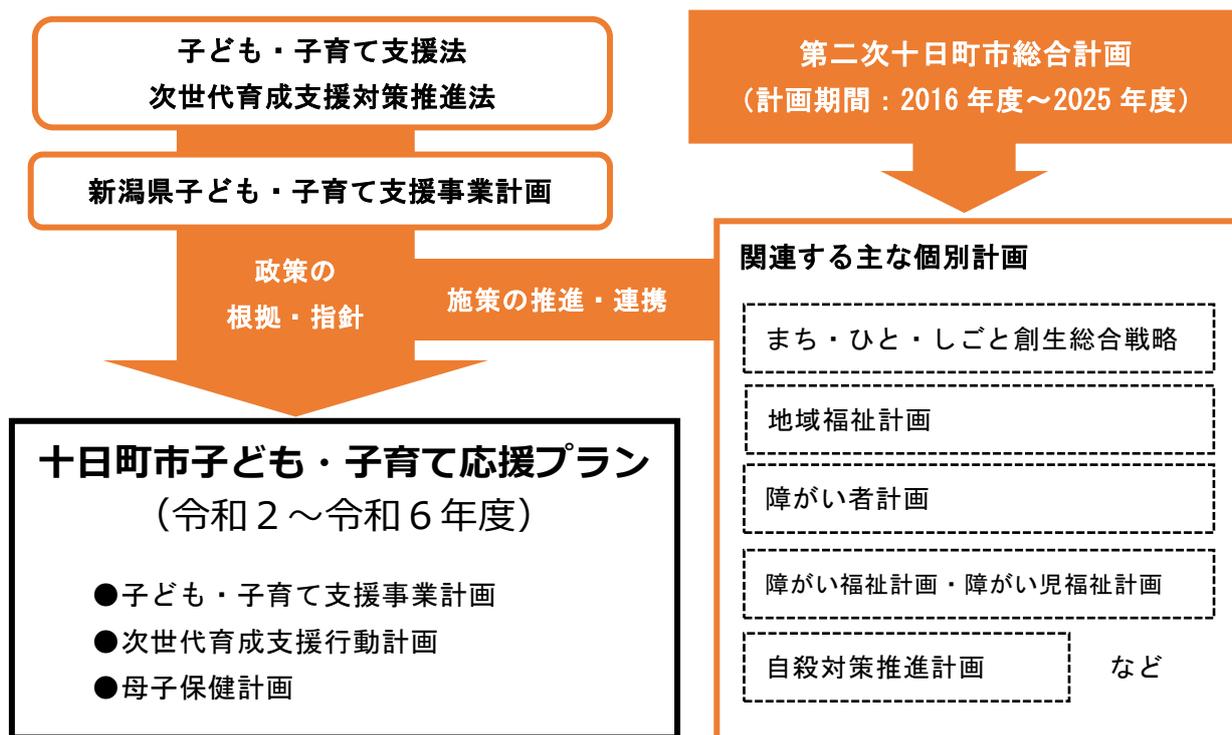
令和元年度に第1期計画の計画期間が満了を迎えることから、「十日町市子ども・子育て応援プラン（第2期十日町市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、引き続き、子どもと子育て家庭の目線に立ち、本市の実情に即した更なる環境づくりを図ることを目指します。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」としても位置づけており、上位計画である「十日町市総合計画」や、その他関連計画との間に調和を保ちながら策定しています。

## 【他の計画等との関係】



### 3 計画期間

この計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5か年とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化などに応じ、必要な見直しを行うものとします。

### 4 計画の対象

この計画は、おおむね18歳未満の全ての子どもとその家庭を対象としています。ただし、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援するという視点から全ての市民をその対象として捉え、総合的な計画として策定します。

No	区 分	例 示
1	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
2	児 童	18歳未満の者
3	乳 児	1歳未満の者
4	幼 児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
5	妊産婦	妊娠中及び出産後1年以内の女性
6	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国、地方公共団体、地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援

## 第2章

# 十日町市の子ども子育てを 取り巻く現状

## 第2章 十日町市の子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 統計データからみる十日町市の状況

#### (1) 人口等の推移

本市の人口は、平成31年3月末日現在52,578人で、平成25年の58,470人から5,892人減少しています。

子育て世代人口は、平成31年3月末日現在8,296人ですが、平成25年の9,943人から1,647人が減少している状況です。

年少人口は、平成31年3月末日現在5,645人ですが、平成25年の6,802人から1,157人減少しています。

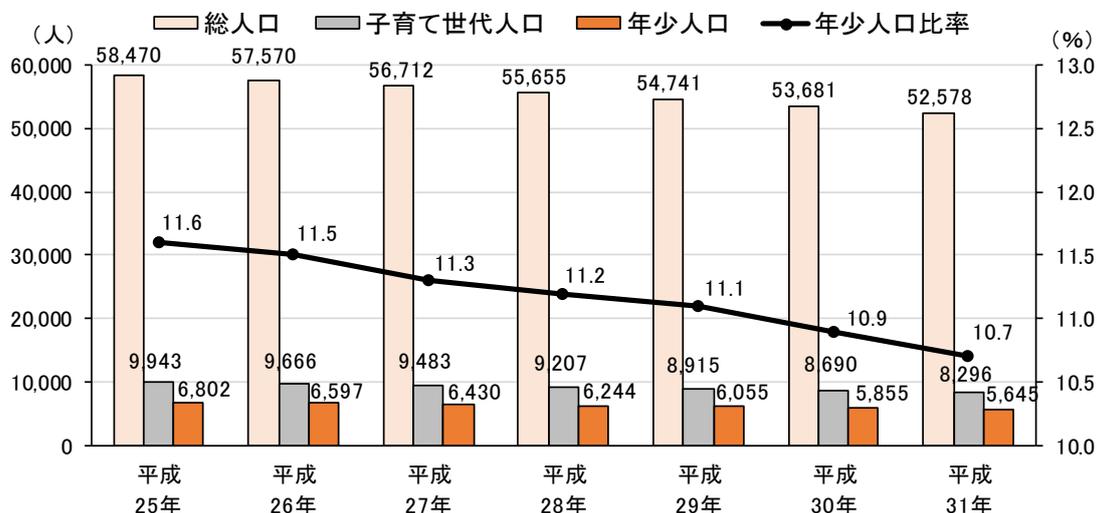
表 総人口等の推移

(単位：人、%)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	58,470	57,570	56,712	55,655	54,741	53,681	52,578
子育て世代人口	9,943	9,666	9,483	9,207	8,915	8,690	8,296
年少人口	6,802	6,597	6,430	6,244	6,055	5,855	5,645
年少人口比率	11.6	11.5	11.3	11.2	11.1	10.9	10.7

出典：住民基本台帳（各年3月末日現在）

図 総人口等の推移



- 【子育て世代人口とは】 この計画では、出産や子育て世代と見込まれる30歳から45歳までの男女の人口の合計。
- 【年少人口とは】 0歳から14歳までの人口の合計。

## (2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成31年3月末日現在19,747世帯で、平成25年の20,106世帯から359世帯減少しています。また、総人口を世帯数で割った1世帯あたりの人員は、平成25年の2.91人から平成31年2.66人となり、核家族化が進行していることがうかがえます。

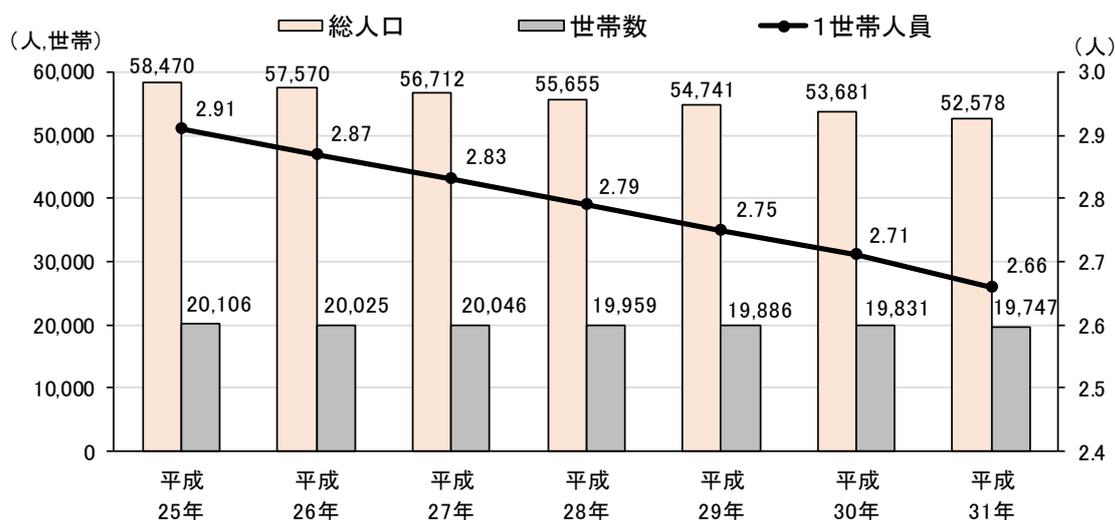
表 世帯及び1世帯あたり人員の推移

(単位：人、世帯)

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年
総人口	58,470	57,570	56,712	55,655	54,741	53,681	52,578
世帯数	20,106	20,025	20,046	19,959	19,886	19,831	19,747
1世帯人員	2.91	2.87	2.83	2.79	2.75	2.71	2.66

出典：住民基本台帳（各年3月末日現在）

図 世帯数及び1世帯あたりの平均人員数の推移



## (3) 世帯の家族類型

国勢調査による世帯類型をみると、総数は平成17年から平成27年まで減少傾向(△3.2%)で、3世代世帯の減少(△26.7%)が顕著になっています。

「核家族のみの世帯」については、平成17年から平成27年までの間で微増傾向にあります。このうち、「夫婦と子どもからなる世帯」は、平成17年から平成27年までの間でおおむね横ばいですが、「ひとり親家庭と子どもからなる世帯」は、増加傾向(10.6%)にあります。

また、平成27年国勢調査結果では、「夫婦と子どもからなる世帯」のうち、18歳未満親族のいる世帯が約4割(42.1%)、「ひとり親と子どもからなる世帯」のうち、18歳未満の親族のいる世帯は14.1%を占め、保護者が家庭において子育てへの支援や協力などを得ることが困難な状況になっていることが推測されます。

表 世帯類型の推移

(単位：世帯)

	平成 17年	平成 22年	平成27年			平成27年 新潟県計
			6歳未 満親族 のいる 世帯 (再掲)	18歳未 満親族 のいる 世帯 (再掲)		
単独世帯	3,195	3,593	3,996	—	—	233,617
核家族世帯	9,159	9,206	9,272	748	1,834	448,286
夫婦のみの世帯	3,810	3,791	3,802	—	1	158,577
夫婦と子どもからなる世帯	3,827	3,758	3,787	708	1,596	210,918
ひとり親と子どもからなる世帯	1,522	1,657	1,683	40	237	78,791
3世代世帯	5,095	4,456	3,736	940	2,585	116,976
その他の世帯	1,708	1,686	1,549			47,606
一般世帯総数	19,157	18,941	18,553	1,688	4,419	846,485

出典：国勢調査

図 世帯類型別比率の推移

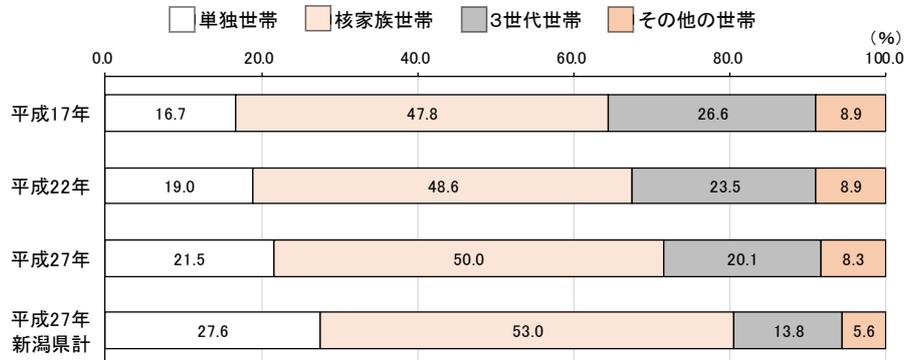


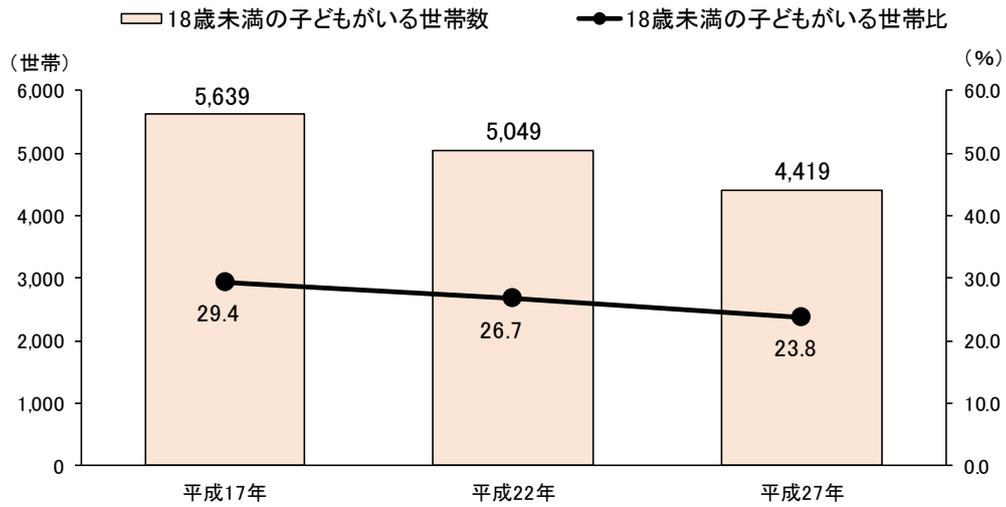
表 18歳未満の子どもがいる世帯の推移

(単位：世帯)

		平成17年	平成22年	平成27年
十日町市	一般世帯数	19,157	18,941	18,553
	18歳未満の子どもがいる世帯数	5,639	5,049	4,419
	18歳未満の子どもがいる世帯比	29.4%	26.7%	23.8%
新潟県	一般世帯数	812,726	837,387	846,485
	18歳未満の子どもがいる世帯数	233,880	216,779	200,054
	18歳未満の子どもがいる世帯比	28.8%	25.9%	23.6%

出典：国勢調査

図 18歳未満の子どもがいる世帯の推移



(4) 少子化の動向

① 合計特殊出生率の推移

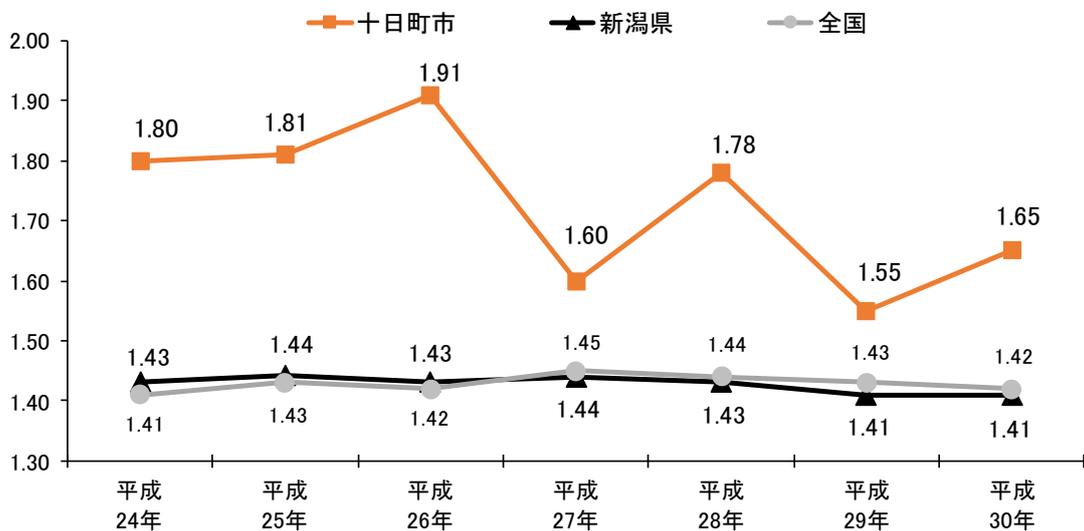
合計特殊出生率は、平成24年から30年までの間、年ごとに増減はあるものの、1.5程度から1.9程度で推移しており、いずれの年も新潟県や全国の数値を上回っています。

表 合計特殊出生率の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
十日町市	1.80	1.81	1.91	1.60	1.78	1.55	1.65
新潟県	1.43	1.44	1.43	1.44	1.43	1.41	1.41
全国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

出典：新潟県「福祉保健年報」・「人口動態統計の概況」

図 合計特殊出生率の推移



【合計特殊出生率とは】

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

※例示の合計（出生率  $C=B/A$ ）は  
1.240455。

（計算例）

区分 年齢	女性の人口 A	出生数 B	出生率 $C=B/A$
15	39,344	5	0.000127
16	40,106	36	0.000898
17	40,676	87	0.002139
18	41,811	17	0.000407
19	46,389	435	0.009377
<hr/>			
46	51,558	9	0.000175
47	53,871	2	0.000037
48	59,589	2	0.000034
49	67,541	0	0
計	1,726,544	65,507	1.240455

② 出生数・出生率の推移

出生数は、平成24年から30年までの間、減少傾向にあり、特に29年以降は300人を割り込んでいます。

出生率は、総人口における出生数であるため、その地域の年齢構成などが数値に影響を与えます。本市は他地域よりも高齢化傾向にあるため、国や県平均を下回ったものと推察されます。

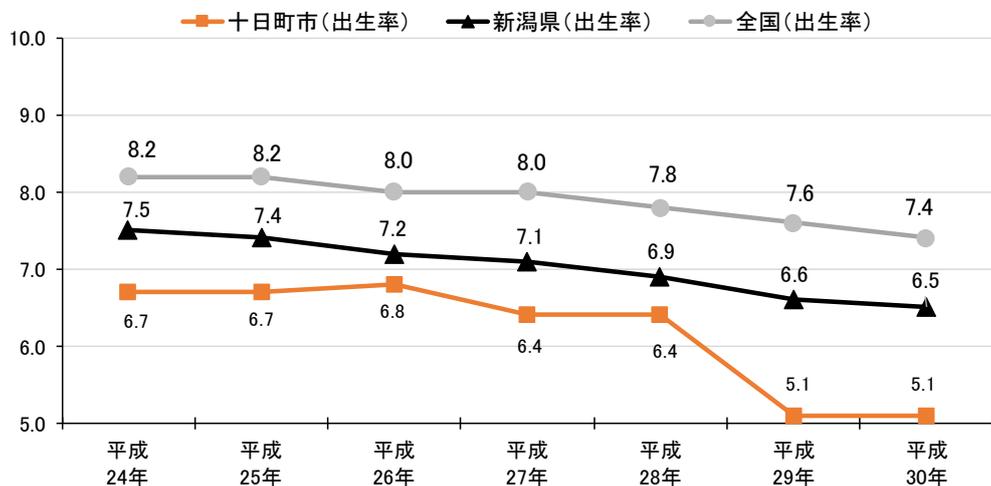
表 出生数・出生率の推移

（単位：人、人口千対）

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
十日町市（出生数）	382	376	381	349	346	269	291
十日町市（出生率）	6.7	6.7	6.8	6.4	6.4	5.1	5.1
新潟県（出生率）	7.5	7.4	7.2	7.1	6.9	6.6	6.5
全国（出生率）	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4

出典：厚生労働省「人口動態統計」、新潟県「福祉保健年報」・「人口動態統計の概況」

図 出生率の推移



【出生率とは】 人口1,000人当たりの1年間の出生児数の比率。

## (5) 女性の就業率

女性の総人口などが減少傾向にあるものの、就業率については70%台で上昇傾向にあります。新潟県の率よりも5ポイント程度高い結果となっています。

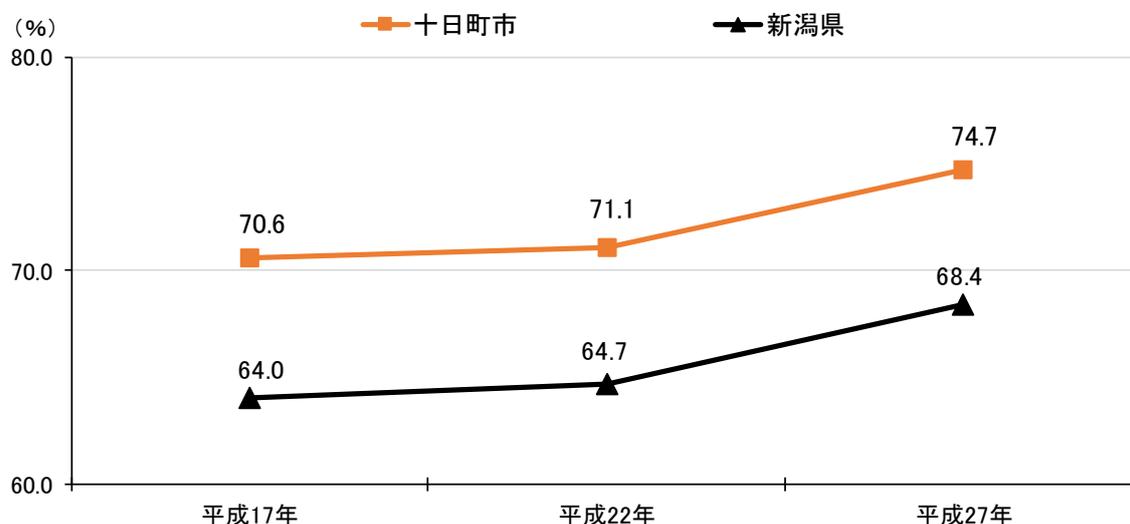
表 女性の就業率の推移

(単位：人、%)

	平成17年	平成22年	平成27年	備考
十日町市女性人口				
総人口	31,884	30,307	28,275	
生産年齢人口	17,226	15,791	14,026	
就業者数	12,170	11,233	10,475	生産年齢人口
就業率	70.6%	71.1%	74.7%	就業者数／生産年齢人口
新潟県女性人口				
総人口	1,254,540	1,226,214	1,188,851	
生産年齢人口	748,679	711,319	656,960	
就業者数	479,494	460,044	449,158	生産年齢人口
就業率	64.0%	64.7%	68.4%	就業者数／生産年齢人口

出典：国勢調査

図 女性の就業率の推移（就業者数／生産年齢人口）



- 【生産年齢人口とは】** 年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、日本では15歳以上65歳未満の人口の合計。
- 【就業者数とは】** 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人を指す。

## (6) 子育て環境の状況

### ① 教育・保育施設数、園児数 ※平成 31 年 4 月 1 日現在

#### 1) 教育・保育施設

(単位：人)

	保育施設	定員	園児数				
			0 歳児	1・2 歳児	3 歳児	4 歳以上	計
1	認定こども園	1,109	38	248	209	438	933
2	私立保育所	280	8	89	50	113	260
3	市立保育所	425	10	102	78	149	339
4	小規模保育所	19	2	0	0	0	2
5	地域保育所	40	0	10	5	11	26
	合計	1,873	58	449	342	711	1,560

※広域入所の委託・受入れ数は含めない。(広域入所とは、本市の児童の保育を他自治体へ委託、または他自治体の児童の保育を本市で受け入れる事業をいう。)

### ② 子育て支援サービスの利用状況 ※平成 30 年度実績

#### 1) 一般利用型サービス

(単位：人)

	サービス区分	利用者数	摘要
1	子育て支援センター		
	くるる	19,089	十日町地域
	えくぼ	3,012	川西地域
	きらりん	2,412	中里地域
	すくすく	2,599	松代地域
	にこにこ	348	松之山地域
	つどいの広場	817	民間運営
	計	28,277	
2	病児・病後児保育事業	832	3 か所
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	59,882	15 施設
4	地域子育て応援カード事業	1,387	有効枚数
5	ファミリー・サポート・センター事業	1,312	



## 2) その他サービス

(単位：人、件)

	サービス区分	受益者数等	摘要
1	子育てサークル活動補助事業	897	活動参加人数
2	子育て情報発信事業	(随時)	
3	出生祝金事業	66	交付件数
4	運動遊び教室委託事業	(18園実施)	
5	母子生活支援施設支弁費	1	世帯数
6	自立支援教育訓練給付金事業	1	支給件数
7	高等職業訓練促進給付金事業	1	支給件数
8	子ども医療費助成事業	64,434	延利用件数
9	ひとり親家庭等医療費助成事業	9,623	延利用件数
10	未熟児養育医療給付事業	4	給付件数

### ③ 義務教育施設数・児童生徒数 ※令和元年5月1日現在

#### 1) 小学校

(単位：人)

	地域名	学年						計	備考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		
1	十日町地域	272	268	303	267	306	308	1,724	11校
2	川西地域	43	47	54	37	47	44	272	3校
3	中里地域	39	21	33	40	33	32	198	2校
4	松代地域	15	14	15	27	25	15	111	1校
5	松之山地域	6	9	5	6	17	9	52	1校
	計	375	359	410	377	428	408	2,357	18校

#### 2) 中学校

(単位：人)

	地域名	学年			計	備考
		1年	2年	3年		
1	十日町地域	281	298	284	863	6校
2	川西地域	44	50	50	144	1校
3	中里地域	45	38	46	129	1校
4	松代地域	20	26	26	72	1校
5	松之山地域	7	9	13	29	1校
	計	397	421	419	1,237	10校

### 3) ふれあいの丘支援学校

(単位：人)

学部	学年						計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
小学部	5	2	2	5	3	3	20
中学部	13	9	2	—	—	—	24
計							44

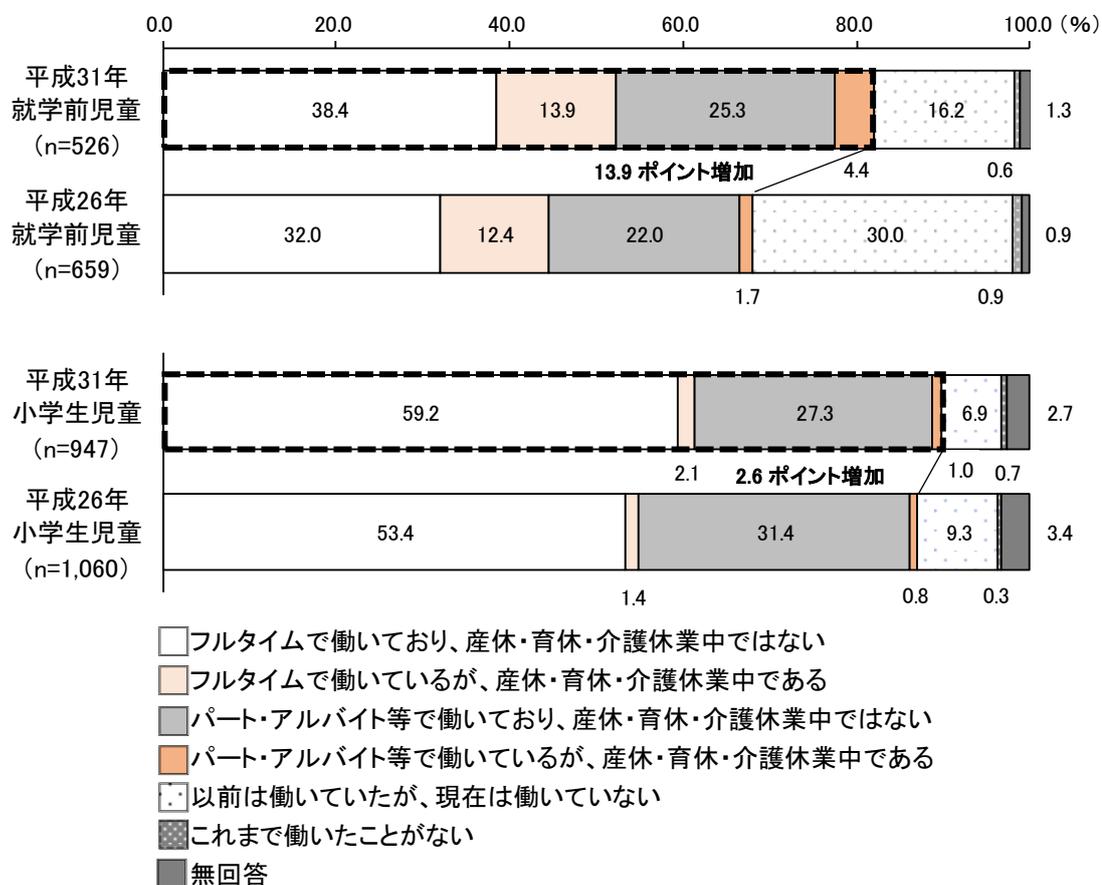
## 2 ニーズ調査からみる子育て家庭の状況

本計画の策定の基礎資料として、子育て中の保護者の教育・保育やその他の子育て支援サービスの利用状況・利用希望に対する意向等を把握するために、平成31年3月にニーズ調査を実施しました。

なお、資料編の「子ども・子育てニーズ調査結果」もあわせてご覧ください。

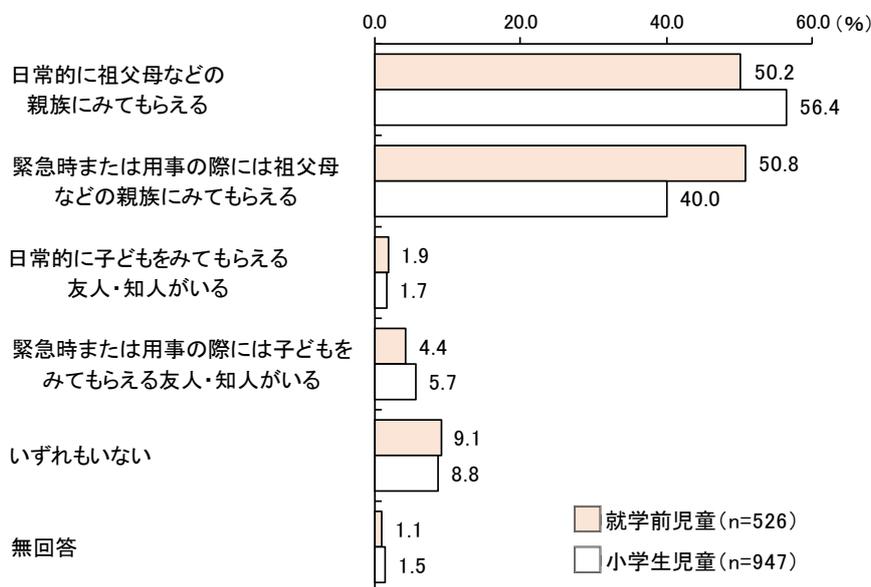
### (1) 保護者の就労状況

母親は就学前児童で8割程度（82.0%）、小学生児童で9割程度（89.6%）が就労しており、前回調査時と比べ、就学前児童で13.9ポイント、小学生児童で2.6ポイント増えています。



## (2) 日頃、子どもをみてもらえる親族や知人について

子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が就学前児童で約5割（50.2%）、小学生児童で5割強（56.4%）となっています。また、「緊急時または幼児の際に祖父母などの親族にみてもらえる」が就学前児童で約5割、小学生児童で4割となっています。

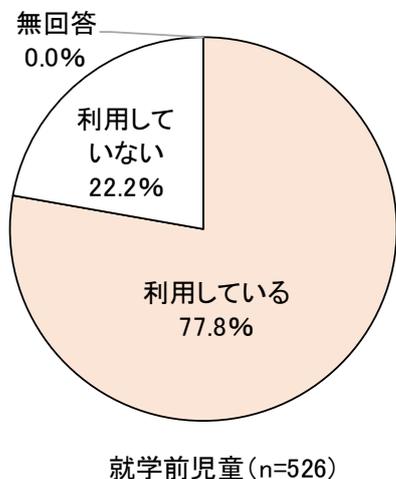


## (3) 平日の教育・保育サービスの利用状況

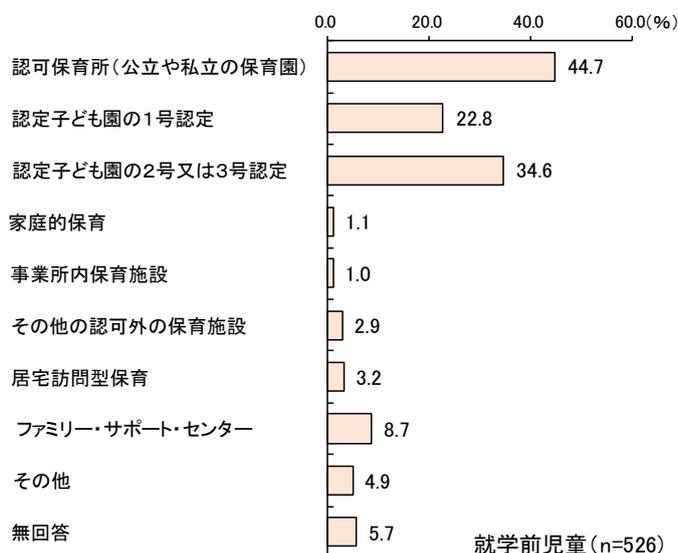
就学前児童の約8割程度（77.8%）が、現在、平日の定期的な教育・保育サービスを利用しています。

平日の定期的な教育・保育サービスの今後の利用意向では、「認可保育所（公立や私立の保育園）」（44.7%）が最も高く、次いで「認定子ども園の2号又は3号認定」（34.6%）、「認定子ども園の1号認定」（22.8%）となっています。

### 【平日の教育・保育サービスの利用状況】



### 【平日の定期的な教育・保育サービスの利用意向】



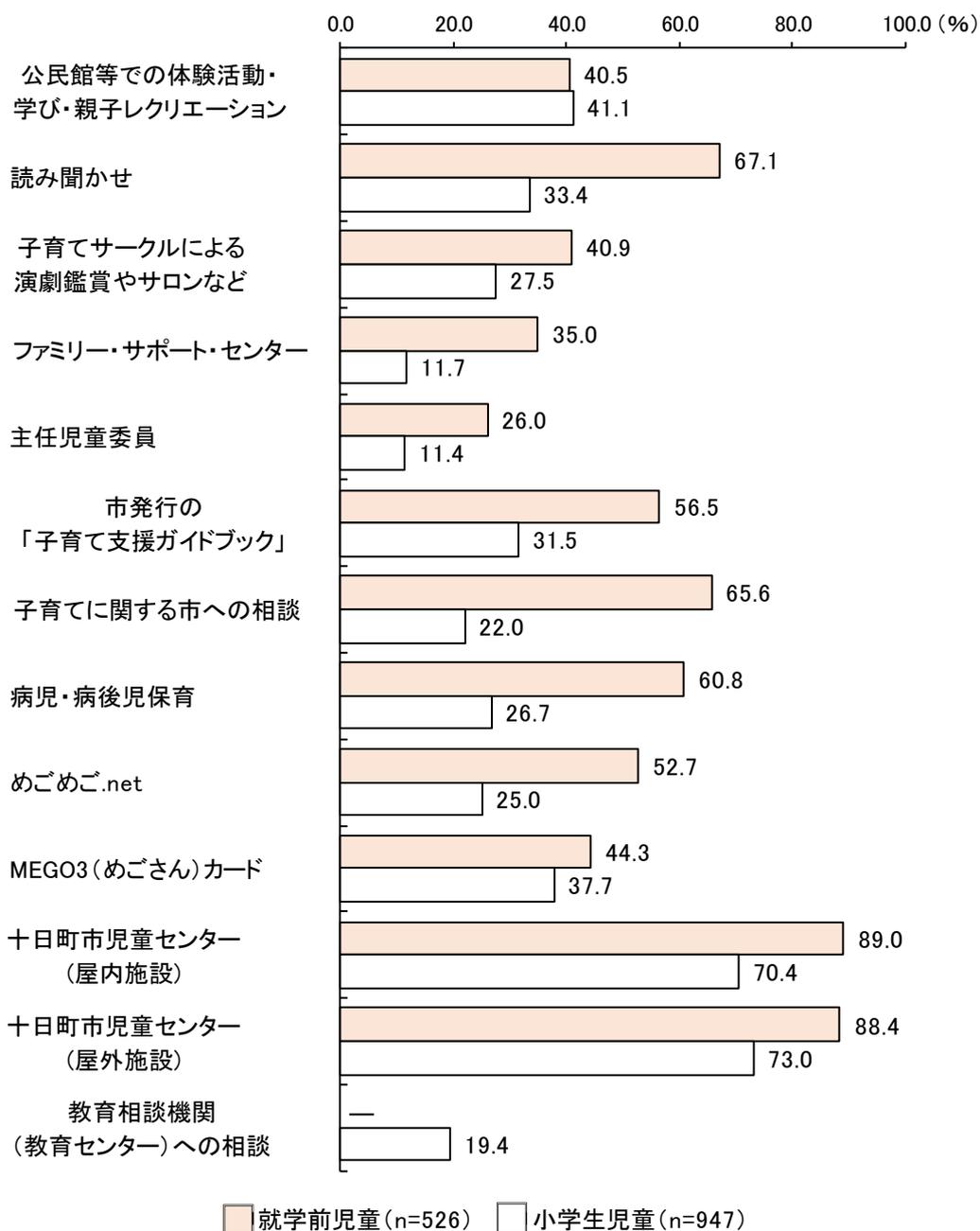


## (5) 子育て支援サービスの利用意向について

子育て支援サービスの利用意向についてみると、「児童センター(屋内・屋外施設とも)」が就学前児童で9割弱、小学生児童で7割強と最も高くなっています。

就学前児童では、次いで「読み聞かせ」(67.1%)、「子育てに関する市への相談」(65.6%)と続き、「公民館等での体験活動・学び・親子レクリエーション」は約4割となっています。

小学生児童では、次いで「公民館等での体験活動・学び・親子レクリエーション」(41.1%)となっています。



※未就学児童調査に「教育相談機関(教育センター)への相談」の設問項目なし

## (6) 子育ての環境や支援への満足度

### ・就学前児童

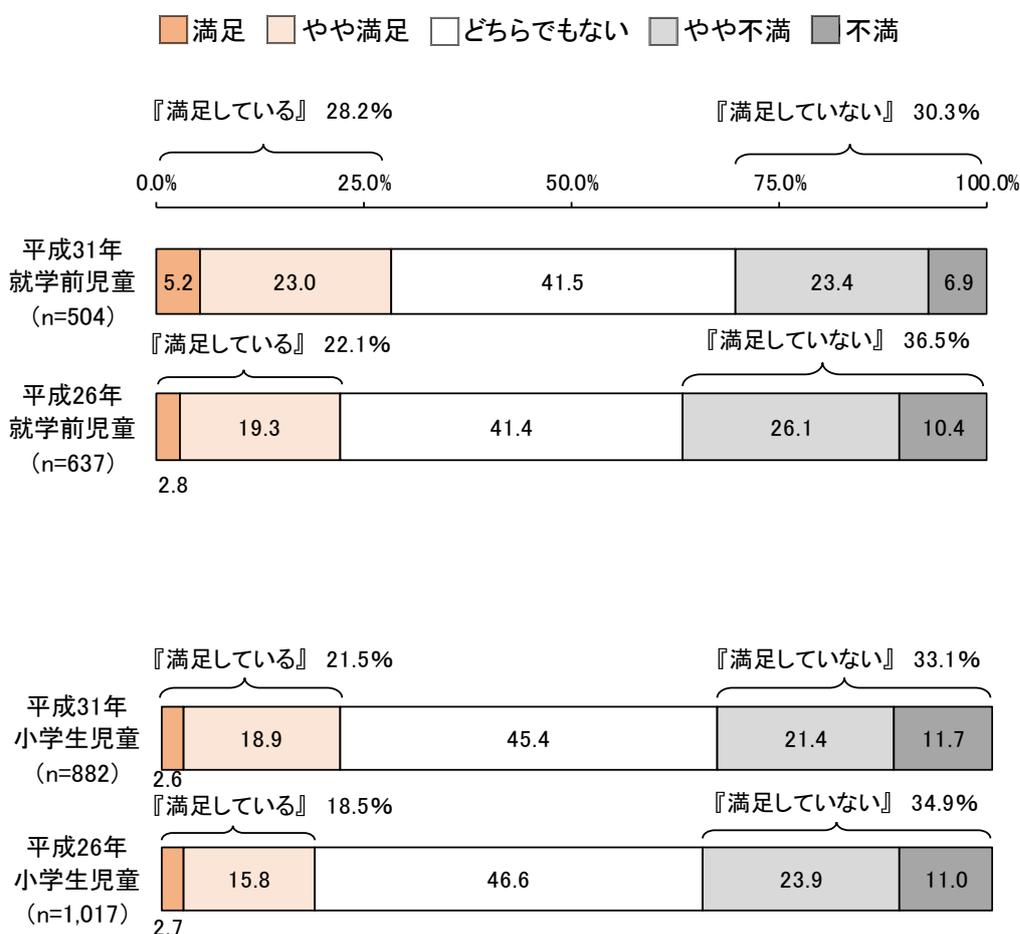
本市における子育ての環境や支援に『満足している』という評価が 28.2%と約3割を占めるものの、『満足していない』という評価が 30.3%となっています。

『満足している』の割合は、前回（平成26年）調査の 22.1%に比べて 6.1ポイント増加しています。

### ・就学後児童

『満足している』という評価が 21.5%と約2割を占めるものの、『満足していない』という評価が 33.1%となっています。

『満足している』の割合は、前回（平成26年）調査の 18.5%に比べて 3.0ポイント増加しています。



### 3 第1期子ども・子育て支援事業計画の達成度状況

第1期計画期間中に関係各課で推進してきた進捗管理対象となっている57事業について、達成度を評価しました。全体では、57事業中32事業(56.1%)がA評価となっており、概ね高い達成度で事業を進めることができました。

一方で、評価がD評価以下の事業は、3事業(5.3%)でした。該当事業は、「私立幼稚園就園奨励事業」「放課後こども教室」「子育てサークル連携連絡会議(仮称)」となっています。

#### (1) 評価区分と判断基準(達成度)

評価	判断基準(達成度)
A: 順調	計画どおり又は計画以上に進んでいる
B: おおむね順調	達成できなかった部分があるが、達成できた部分の方が多い。計画どおりに進んでいるが、需要増など課題がある。
C: 遅れている	達成できた部分があるが、達成できなかった部分の方が多い。計画や需要に対する課題が多い。
D: 未実施	事業等未着手。
E: 休止・終了	社会情勢等を踏まえ、事業を休止又は廃止した。

#### (2) 子ども・子育て支援事業の達成度状況(平成30年度)

評価	事業名
A	公立保育園運営事業、私立保育園運営委託事業、へき地保育園運営委託事業、障がい児保育事業、特別保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援センター事業、子ども医療費助成事業、「遊び場」の整備、ファミリー・サポート・センター事業、認定こども園移行の取組の支援、“幼保小”連携促進事業、保育・教育マンパワー育成事業、妊娠期への支援、出生から乳幼児の支援、発達相談 など 計32事業
B	学力向上事業、特別支援教育の充実、スポーツの振興、児童虐待の防止、家庭相談事業、学校改築事業、通学路の整備、ワーク・ライフ・バランスのとれたまちづくり、子育て支援グループ育成事業、防犯活動の推進、小中一貫教育推進事業、予防接種事業、乳幼児健康相談、食育の推進、教育相談 など 計22事業
C	該当事業なし
D	・子育てサークル連携連絡会議(仮称) ※ニーズが見込めず未実施 計1事業
E	・私立幼稚園就園奨励事業 ※対象施設が認定こども園に移行したため事業休止 ・放課後こども教室 ※利用の低迷と指導員の確保困難により事業休止 計2事業

## 4 課題と方向性

計画策定の趣旨を踏まえつつ、本市の現状や子ども・子育てを取り巻く環境などから、次のように課題と方向性を整理します。

### ① 少子化の進行

本市の総人口、子育て世代人口、年少人口はいずれも年々減少し、年少人口においては平成25年～平成31年の間で約1.2千人の減少となっています。

出生数も近年は減少傾向にあり、平成29年においては、平成17年以降初めて300人を下回りました。合計特殊出生率についても平成26年の1.91をピークに、平成27年～平成29年の間は1.5台～1.7台の率で推移しています。

少子化の進行に歯止めをかけるためにも、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められます。

### ② 共働き家庭の増加に伴う保育ニーズの多様化への対応

ニーズ調査結果から、就労している母親の割合は平成26年調査と比較して高まっており、共働き家庭が増加傾向にあります。引き続き、適切な教育・保育サービスや、子育て家庭のニーズに対応した時間外保育や一時預かり事業などを提供していくことが求められます。

### ③ 切れ目のない支援

本市の1世帯あたりの平均人員数は年々減少し続け、平成31年は2.66人となるなど、核家族化が進行しています。加えて、女性の社会進出による共働き家庭の増加や地域のつながりの希薄化など、子育てを取り巻く環境が変化していく中で、子育て家庭の負担や不安、孤立感が高まりつつある状況にあります。引き続き、子育て家庭の状況に応じた的確な情報提供やきめ細やかな相談、経済的支援や母子保健の充実などにより、妊娠・出産から子育てまで各段階に応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。

### ④ 特に配慮が必要な家庭への対応

ひとり親家庭、障がいや発達に不安がある子どもがいる家庭、育児不安や育児ストレスを抱える家庭など、特に配慮を必要とする家庭への対応は、子どもの健やかな成長を支えるために重要です。特に、近年社会的に問題となっている児童虐待は、早期発見・早期対応に加え、未然に発生を防止することが求められます。

また、子どもの貧困対策は、子どもの将来が生まれた環境によって左右されないよう、貧困の状況下においても子どもが健やかに成長できる環境づくりを検討する必要があります。

### ⑤ 子どもの遊び場や体験活動等の機会の提供

ニーズ調査では、子育て支援サービスの利用希望において、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、「児童センター（屋内施設・屋外施設）」の割合が最も高くなり、「公民館等での体験活動・学び等」の割合も4割を超えています。引き続き、乳幼児の親子や小学生同士が集える居場所づくり・遊び場づくり、体験活動などの機会の提供を推進していく必要があります。

## ⑥ 保育人材の確保と専門性の向上

保育所・認定こども園では、共働き家庭の増加などもあり、3歳未満児の増加や利用時間の長時間化、特別な配慮を要する子どもへの対応などが職員の業務負担につながっています。職員の少なさが個々の業務負担を増やしている要因の一つでもあり、引き続き、職員確保による体制の強化や職員の専門性を高めることが求められます。

## ⑦ 仕事と子育てが両立できる環境づくり

働く意欲を持つ全ての人が子育てに喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、行政による子ども・子育て支援施策の充実だけでなく、「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスを実現することが必要です。

## ⑧ 安全・安心な子育て環境の整備

子どもが被害者となる事故や事件、犯罪は後を絶たず、子どもを取り巻く社会環境に不安を抱く子育て家庭が増加しています。子どもが安全で健やかに過ごすことができ、子育て家庭が安心して子どもを送り出せるよう、引き続き、地域や行政、学校、関係機関などが一体となって事故や犯罪が起こりにくい環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

## 5 将来推計

本市が令和元年11月に策定した「第2期十日町市人口ビジョン」において将来推計を行いました。子育て支援や結婚支援を充実することによる合計特殊出生率の上昇、移住促進対策と転出抑制の取組による純移動の増加を見込んでいます。

結果としては、総人口は緩やかに減少し、令和7年には5万人を、令和22年には4万人を割る見込みとなっています。年少人口、生産年齢人口及び老年人口全てが減少しますが、構成比率としては、老年人口比率が高くなり、高齢化が進んでいくことが予測できます。

表 総人口・年齢区分別

(単位：人、%)

		平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
年少人口	人数	6,266	5,455	4,832	4,455	4,164	3,922	3,673
	比率	11.4	10.7	10.2	10.1	10.2	10.5	10.8
生産年齢人口	人数	28,890	25,319	22,953	20,921	18,960	16,804	15,000
	比率	52.6	49.5	48.3	47.5	46.6	45.0	44.0
老年人口 (65歳以上)	人数	19,761	20,365	19,767	18,682	17,570	16,645	15,421
	比率	36.0	39.8	41.6	42.4	43.2	44.5	45.2
合計	人数	54,917	51,140	47,552	44,058	40,695	37,371	34,095
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※推計値の端数の関係で、総数と人口区分の合計が一致しない場合がある。

出典：第2期十日町市人口ビジョン

図 総人口推移グラフ

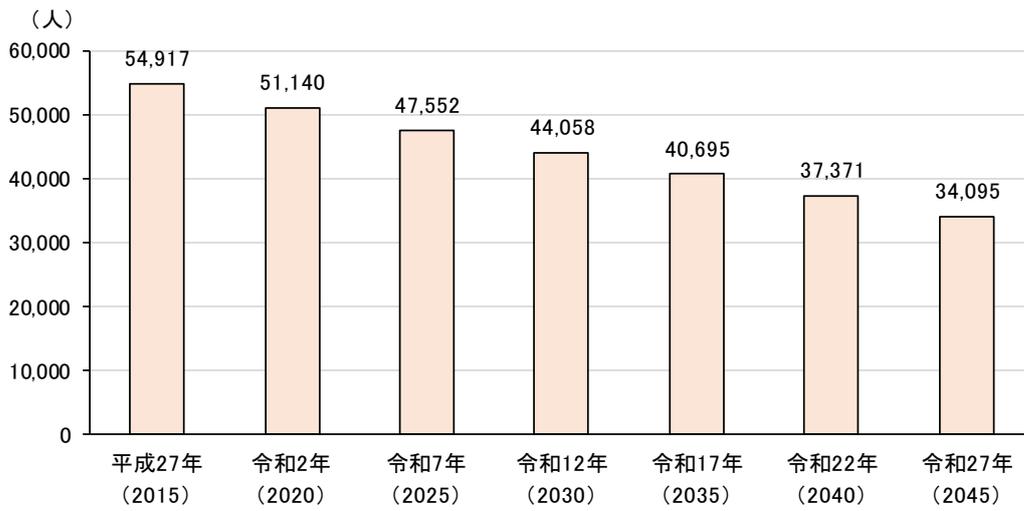
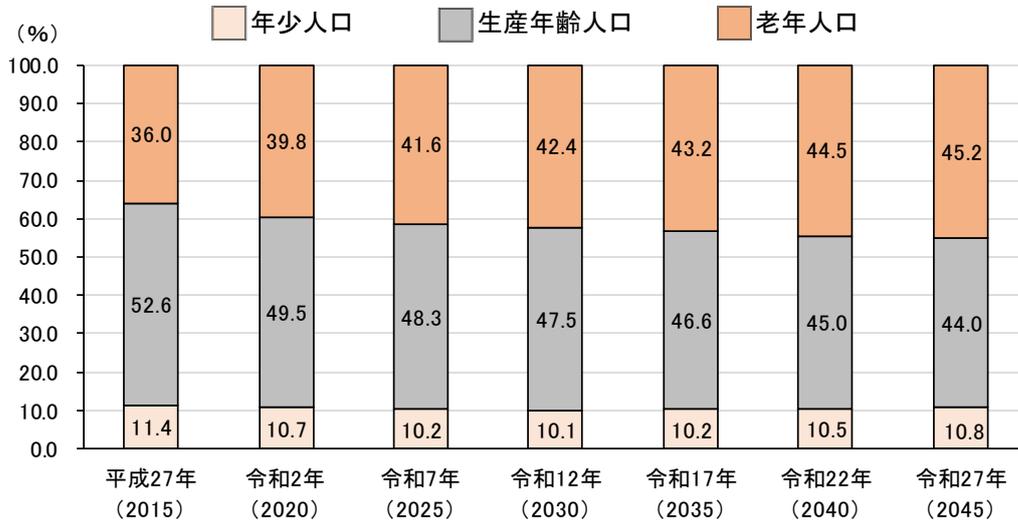


図 年齢層別グラフ





## 第3章 計画の基本的な考え方

## 第3章 計画の基本的な考え方

この計画に今後の子育てのあるべき姿を描いていくため、まず第3章で、基本的な考え方を整理・確認します。

考え方の根本である「基本理念」を最初に掲げ、理念の実現に向けて「目標」を設定します。そして、目標を達成するため、それぞれに必要な取組（施策）を多層的に組み合わせて体系化し、本章をまとめます。

### 1 基本理念

本市では、これまで「第二次十日町市総合計画」（計画期間：平成28年度～令和7年度）の分野別計画にあたる「十日町市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～令和元年度）に基づいて計画的に子育て支援施策を展開してきました。社会情勢の変化などがありますが、引き続き、子どもと子育て家庭を支援する環境を整備していくことが重要であることから、上位計画である十日町市総合計画の政策、「安心して子どもを産み育てられるまち」を基本理念として、地域の支えを通じて、次代を担う子どもが健やかに成長でき、子育て家庭が子育ての楽しさや喜びを実感しながら、安心して産み育てることができるまちを目指します。

**安心して子どもを産み育てられるまち**



## 2 基本目標

基本理念を具体化し、めざす方向を示すものとして、次のとおり3つの目標を掲げます。

<b>基本目標 1</b>	<b>子どもが心身ともに健やかに成長することができる 【子どもの視点】</b>
---------------	---

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。

この目標では、子どもの人権を尊重しながら、個々の成長を支え、豊かな人間性と生きる力が育まれるよう、安全・安心の確保と教育・保育の質の向上を図るとともに、妊娠期から子育て期における母と子どもの健やかな育ちをめぐる切れ目のない支援や環境の更なる充実を進めます。

<b>基本目標 2</b>	<b>家庭の子育て力が高まり、安心して子育てができる 【子育て家庭の視点】</b>
---------------	---

家庭は子どもたちの成長における出発点です。子どもが健やかに育つためには、愛情と安心して過ごせる家庭環境が大切です。

この目標では、子育て家庭の孤立感や不安感、負担感を軽減し、子育てに喜びや生きがいを感じながら、子どもの成長とともに保護者自身が親として成長していくことができるような支援を推進します。また、障がい、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障できるよう、幅広い施策を進めます。

<b>基本目標 3</b>	<b>地域の特色と活力を生かし、子どもと家庭を支える 【地域の視点】</b>
---------------	--

子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができる環境をつくるためには、お互いに協力しながら、地域全体で子どもと子育て家庭を支えることが重要です。

この目標では、地域の一人ひとりが子育て支援の重要性に関心と理解を深め、子どもの健やかな成長を応援するという気運を醸成していくとともに、子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるような支援体制づくりを進めます。これらの取組を通じて、地域が子どもと子育て家庭を温かく支えるまちを目指します。

### 3 施策の体系

区分（基本目標⇒施策）	関連する課題
<p><b>【 基本目標 】</b></p> <p><b>1. 子どもが心身ともに健やかに成長することができる 【子どもの視点】</b></p> <p><b>【 施策 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①全ての子どもがともに育ちあう場の充実</li> <li>②幼保と小中の連携強化</li> <li>③子どもの居場所づくり</li> <li>④子どもの学びや体験の機会の充実</li> <li>⑤妊娠中からの親と子の健康づくりの推進</li> <li>⑥発達が気になる子どもへの支援の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①少子化の進行</li> <li>②保育ニーズの多様化への対応</li> <li>③切れ目のない支援</li> <li>⑤遊び場や体験活動等の機会の提供</li> <li>⑥保育人材の確保と専門性の向上</li> </ul>
<p><b>【 基本目標 】</b></p> <p><b>2. 家庭の子育て力が高まり、安心して子育てができる 【子育て家庭の視点】</b></p> <p><b>【 施策 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①子育てを楽しく感じられる機会の確保</li> <li>②子育て相談の充実、機能向上</li> <li>③特別な配慮を要する子どもや家庭への支援の充実</li> <li>④多様化するニーズに対応できる保育サービスの充実</li> <li>⑤生活基盤の安定のための経済的支援の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①少子化の進行</li> <li>②保育ニーズの多様化への対応</li> <li>③切れ目のない支援</li> <li>④特に配慮が必要な家庭への対応</li> <li>⑧安全・安心な子育て環境の整備</li> </ul>
<p><b>【 基本目標 】</b></p> <p><b>3. 地域の特色と活力を生かし、子どもと家庭を支える 【地域の視点】</b></p> <p><b>【 施策 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の子育て応援体制づくり</li> <li>②社会全体で子育てを支える気運の醸成</li> <li>③子どもの安全の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①少子化の進行</li> <li>②保育ニーズの多様化への対応</li> <li>③切れ目のない支援</li> <li>⑦仕事と子育てが両立できる環境づくり</li> <li>⑧安全・安心な子育て環境の整備</li> </ul>



## 第4章

# 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関する事項

## 第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関する事項

国の指針等により、本計画では、教育・保育（※1）や子育て支援事業（※2）を提供し続けていくうえでの区域の設定をはじめ、今後の利用希望者数を推計した「量の見込み」（需要予測）と、その量の見込みに対するサービスの確保方策を示すこととされています。

このことから、本章で、まず区域の設定を行い、本計画期間内の量を見込み、続いて量の見込みに応じてのサービス確保の方策などを示してまとめます。

※1：保育所、認定こども園のサービス ※2：時間外保育、病児保育等（以下同じ）

### 1 教育・保育等の提供区域の設定

本市では、現在の教育・保育の利用状況、関連サービスを提供するための施設整備状況、また、その他の条件を総合的に勘案したほか、平成17年4月の合併で、新市が誕生した後の地域の一体感を更に醸成する必要があることから、全事業について市内全域を一つの教育・保育等の提供区域とすることにします。

【参考】教育・保育施設、主な子育て支援施設等の分布状況



(単位：か所)

	認可 保育所	認定 こども園	小規模 保育事業	地域 保育所	放課後児 童クラブ ・学童保 育	病児・病 後児保育 施設	子育て支 援センタ ー
十日町地域	6	9	1	1	12	3	2
川西地域	—	2	—	—	3	—	1
中里地域	—	1	—	—	1	—	1
松代地域	—	1	—	—	1	—	1
松之山地域	1	—	—	—	1	—	1
合 計	7	13	1	1	18	3	6

(令和2年4月1日時点の見込み)

## 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

前項の区域設定を一つとしたうえで、本項では本市全体の、計画期間内における幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策を示します。

### ■用語説明等

「量の見込み」「提供体制の確保方策」

用語	説明
量の見込み	教育・保育施設や子育て支援事業の今後の利用希望者数を推計したもの
確保方策	教育・保育施設や子育て支援事業の利用可能な定員を集計したもの

「教育・保育給付支給認定区分」「対象年齢」「保育の必要性」「利用施設」

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	幼児期の学校教育 保育の必要性は問わない (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園(教育認定枠)
2号認定		保育の必要性あり (保育標準(短)時間認定)	保育所 認定こども園(保育認定枠)
3号認定	満3歳未満	保育の必要性あり (保育標準(短)時間認定)	保育所 認定こども園(保育認定枠) 地域型保育事業

提供体制の確保方策における「特定教育・保育施設」「地域型保育事業」「その他」

用語	説明
特定教育・保育施設	保育所、認定こども園、新制度に移行する幼稚園
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
その他	新制度に移行しない幼稚園、地域保育所

### 【参考】量の見込みの算出に当たり用いる推計児童数

2015(平成27)年の国勢調査結果に基づく本市の将来推計人口を基礎として、最新の人口の確定値を反映し算出しています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	271	252	236	226	216
1・2歳	540	559	525	490	464
3～5歳	1,017	911	849	802	802
6～8歳	1,091	1,087	1,051	1,009	904
9～11歳	1,225	1,152	1,152	1,095	1,091
合計	4,144	3,961	3,813	3,622	3,477

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

【総括表】

(単位：人)

認定区分	対象年齢	量の見込み 確保方策	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1号認定	3～5 歳児	量の見込み	55	49	46	43	43
		確保方策	240	240	240	240	240
2号認定	3～5 歳児	量の見込み	958	859	800	756	756
		学校教育の希望が強い	158	141	132	125	125
		その他	800	718	668	631	631
		確保方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
3号認定	1・2 歳児	量の見込み	459	475	446	417	394
		確保方策	498	498	498	498	498
	0歳児	量の見込み	140	133	128	125	123
		確保方策	144	144	144	144	144

【令和2年度】

(単位：人)

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
		学校教育の 希望が強い	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	55	158	800	459	140
②確保方策	240	1,000		498	144
特定教育・保育施設	240	970		480	140
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	30		10	0
③需給の状況 (②-①)	185	42		39	4

※②確保方策については、各施設の定員を上限とした利用定員。今後定員の変更があった場合には、この数も変更となる可能性がある。(次表以降同じ)

【令和3年度】

(単位：人)

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
		学校教育の 希望が強い	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	49	141	718	475	133
②確保方策	240	1,000		498	144
特定教育・保育施設	240	970		480	140
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	30		10	0
③需給の状況 (②-①)	191	141		23	11

## 【令和4年度】

(単位：人)

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
		学校教育の 希望が強い	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	46	132	668	446	128
		800			
②確保方策	240	1,000		498	144
特定教育・保育施設	240	970		480	140
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	30		10	0
③需給の状況 (②－①)	194	200		52	16

## 【令和5年度】

(単位：人)

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
		学校教育の 希望が強い	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	43	125	631	417	125
		756			
②確保方策	240	1,000		498	144
特定教育・保育施設	240	970		480	140
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	30		10	0
③需給の状況 (②－①)	197	244		81	19

## 【令和6年度】

(単位：人)

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
		学校教育の 希望が強い	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	43	125	631	394	123
		756			
②確保方策	240	1,000		498	144
特定教育・保育施設	240	970		480	140
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	30		10	0
③需給の状況 (②－①)	197	244		104	21

【0～2歳児の保育利用率】

待機児童対応を図るため、0～2歳児の保育利用率の目標値を設定します。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数推計	811	811	761	716	680
確保方策合計	642	642	642	642	642
保育利用率（目標値）	79.2%	79.2%	84.4%	89.7%	94.4%

(2) 認可に係る受給調整の基本的な考え方

本市は、法人等から地域型保育事業の認可申請があった場合に、この計画に示す特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数を考慮しつつ、子ども・子育て会議の意見を踏まえたうえで、判断するものとします。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

前項に続き、本項では本市全体の、計画期間内における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を示します。

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日と利用時間以外の日や時間において、保育所、認定こども園などで時間外などの保育を実施する事業

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (利用人数)	477	450	420	396	387
確保方策	500	500	500	500	500

(2) 一時預かり事業（幼稚園型）

認定こども園の1号認定（教育認定枠）において、在園児を対象に、保護者の就労形態の多様化に伴って、教育時間の前後や長期休業日に預かり保育を行う事業

(単位：人日、か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用人数)	16,316	14,640	13,645	12,889	12,878
確保方策	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500
確保方策（施設数）	13	13	13	13	13

### (3) 一時預かり事業（一般型）

保護者が病気や急な事情などにより家庭で保育できなくなった場合に、保育所や認定こども園などで預かり保育を行う事業

（単位：人日、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （延べ利用人数）	1,332	1,255	1,173	1,106	1,080
確保方策	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
確保方策（施設数）	22	22	22	22	22

### (4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子ども間、保護者間、そして他の子どもと他の保護者間のふれあいの場として場所を開設し、子育てに関する相談の実施のほか、必要な情報提供や育児講座などを開催する事業

（単位：人回／月、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （月間延べ利用人数）	2,708	2,708	2,541	2,391	2,271
確保方策（施設数）	6	6	6	6	6

### (5) 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等をする事業

（単位：人日、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （延べ利用人数）	848	799	746	703	686
確保方策	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640
確保方策（施設数） （内、病児・病後児対応型）	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)

## (6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない就学後児童を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、遊びや生活の場を提供する事業

（単位：人、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （利用児童数）	538	531	519	498	450
1年生	175	172	168	154	124
2年生	180	173	170	166	152
3年生	131	137	132	130	127
4年生	32	28	29	28	27
5年生	16	17	15	16	15
6年生	4	4	4	4	4
確保方策	580	580	580	580	580
確保方策（施設数）	18	18	18	18	18

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもを預かってほしい人（依頼会員）と子育ての手伝いをしたい人（提供会員）が相互の信頼関係のもとに、子どもを預けたり、預かったりする地域ぐるみの子育て支援活動事業

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （延べ利用人数）	1,180	1,168	1,156	1,144	1,133
確保方策	1,180	1,168	1,156	1,144	1,133

## (8) 利用者支援事業（十日町市子育て世代包括支援センター 母子保健型）

子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供するほか、必要に応じての相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、平成30年3月に設置

（単位：か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （実施箇所数）	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

### (9) 妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査事業）

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要により医学的検査を実施する事業

（単位：人回）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （延べ受診人数）	3,250	3,199	3,148	3,098	3,047
確保方策	3,250	3,199	3,148	3,098	3,047

### (10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、赤ちゃんの発育や育児に関する相談、子育てに関する情報提供を行う事業

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （訪問対象乳児数）	320	315	310	305	300
確保方策	320	315	310	305	300

### (11) 養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業

育児不安等により支援が必要と認められる家庭において、養育に関する相談、指導等必要な支援を行うために保健師、助産師等が継続して訪問支援する事業。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、関係機関の連携や専門性の強化を図る取組を実施

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （対象人数）	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

## 4 教育・保育の一体的提供と体制の確保

### (1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の双方の役割を併せ持ち、保護者の就労状況にかかわらず子どもたちの柔軟な受入れが可能です。

また、認定こども園は新制度の仕組みのもと、質の高い教育・保育を目指す施設の一翼に位置づけられ、子どもとその保護者にとってもメリットが見込まれます。

このようなことから、既存の保育所との適切な役割分担の中で、本市は認定こども園の普及に向けて、必要な施策や対応サービスなどを引き続き行っていきます。

## **(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等**

幼児期の教育・保育の重要性が一層増す中、個々の適性或成長過程などを的確にとらえながら質の高いサービスを提供するためには、保育士等の専門性を更に高めていくことが欠かせません。

引き続き、私立の幼稚園教諭や私立保育所保育士との合同研修など、幼児期の教育・保育に関わる全ての保育士等の専門性を更に高めるための施策を推進します。

## **(3) 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策について**

### **① 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割、必要性等の考え方**

女性の社会参加が進み、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化等から、子育てについての支援や協力などを得ることが従来に比べて難しく、現代社会は子育てをしにくい環境にあると言えます。

このようなことから、子育ての負担・不安・孤立感を和らげ、父母が共によるこびを感じながら子育てをするためには、質の高い教育・保育の提供は一層必要であり、さらに、放課後児童クラブや子育て支援センターなどの地域子ども・子育て支援事業の充実も両輪として必要です。

### **② 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推進方策**

上記に記載された役割及び必要性等の考え方から、次章においてその推進方策を示すものとします。

## **5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保**

令和元年からの幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設や預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。市では子育てのための施設等利用給付にあたり、以下の方針のもとで円滑に実施していきます。

### **(1) 子育てのための施設等利用給付の方法について**

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、年4回の給付を目安とします。また、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。

### **(2) 子育てのための施設等利用給付の申請について**

預かり保育事業等に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上及び過誤請求・支払いの防止を図ります。

### **(3) 新潟県との連携**

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行に

あたっては、必要に応じて新潟県に対し、施設の運営状況、監査状況等に関する情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請するなど、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保のため、新潟県と連携を図ります。

## **6 教育・保育施設、地域型保育事業を行う者の相互の連携、保育所・認定こども園等と小学校等との連携とその推進方策**

### **(1) 教育・保育施設、地域型保育事業を行う者の相互の連携とその推進方策**

平成31年4月から、本市でも地域型保育事業（小規模保育事業）が始まり、近年入園希望者が多い0・1歳児の新たな受け皿として期待されています。また、質の高い教育・保育の提供と維持を目指し、教育・保育施設との連携を図るものとします。

### **(2) 保育所・認定こども園等と小学校等との連携、その推進方策**

#### **① 保育所・認定こども園等関係者の相互連携とその推進方策**

乳幼児期は、心情・意欲・態度・基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。乳幼児は、生活や遊びにおける具体的な体験を通して、健全な発育発達や社会性を育み、人間として、よりよく生きるための基本となる能力を会得します。

その間の教育・保育の重要性が一層増す中、個々の適正や成長過程などの確にとらえながら、質の高い教育・保育の提供が求められています。

その役割を果たしていくため、保育所・認定こども園等の関係者は、私立と公立がと共に関係し、様々な取組を推進する必要から、次章で具体的な方策を示すものとします。

#### **② 保幼小中の連携とその推進方策**

十日町市の全ての子どもの健やかな育ちのためには、前述の質の高い教育・保育も含め、“妊娠期から少年期まで”の切れ目のない養育教育サポート体制の構築が必要です。

とりわけ、幼児期における教育・保育の段階での個々の適性や成長過程を、小学校、中学校とつなげることは極めて重要な役割を担います。

このような観点から、関係者の連携を更に強め、様々な方策を推進するよう、次章において具体的な方策を示します。

## **7 産後の休業・育児休業等の円滑な利用の確保**

出産を予定する市民とその家族等に対し、産後の休業や育児休業が円滑に利用できるよう、市は引き続き情報提供・情報発信を行います。

## **8 子どもに関する専門的知識・技術を要する支援に関する県が行う施策との連携**

市は、児童虐待防止対策の推進、母子家庭・父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実など、新潟県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携しながら展開していきます。

## **9 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携**

平成29年3月に策定した「第3次十日町市男女共同参画基本計画」の中で、多様な生

き方が選択できる社会づくりを基本目標に掲げています。

今後は、事業所に対し、人材は欠かせない経営資源であるという視点から、これまで以上に子育てに対する理解・協力を求めていくことが必要であり、次章で具体的な取組などを示します。





第5章

子ども・子育て支援施策の  
展開

## 第5章 子ども・子育て支援施策の展開

第3章で、基本理念・基本目標・施策体系を定め、続く第4章では教育・保育の今後の量の見込みを推計し、その確保に向けた考え方と方策を示しました。

本章では、基本理念である「安心して子どもを産み育てられるまち」の達成をめざし、5年間の計画期間で展開していく、本市の子ども・子育て支援についての具体的な取組を示します。

### 1 施策の体系

#### 基本理念 安心して子どもを産み育てられるまち

基本目標	施策	取組	★：重点的取組 ◎：母子保健計画	通し 番号
1. 子どもが心身ともに健やかに成長することができる 【子どもの視点】	① 全ての子どもがともに育ちあう場の充実	1) 公立保育園運営事業		1
		2) 私立保育園運営委託事業		2
		3) 地域保育園運営委託事業		3
		4) 認定こども園運営事業		4
		5) 障がい児保育事業		5
		6) 保育園等施設整備事業		6
		7) 特別支援教育の充実		7
		8) 学校整備事業		8
		9) 教育・保育マンパワー育成事業		9
	② 保幼と小中の連携強化	1) 小中一貫教育推進事業		10
		2) コミュニティ・スクール推進事業		11
		3) “保幼小”連携促進事業		12
		4) 認定こども園移行の取組の支援		13
	③ 子どもの居場所づくり	1) 放課後児童健全育成事業		14
		2) 保育所の学童保育の充実		15
		3) 子どもの「遊び場」の充実 ★		16
	④ 子どもの学びや体験の機会の充実	1) 学力向上事業		17
		2) スポーツの振興		18
		3) 多様な体験と交流機会の充実 ★		19
	⑤ 妊娠中からの親と子の健康づくりの推進	1) 妊娠期の支援 ◎		20
		2) 出生から乳幼児の支援 ◎		21
		3) 歯科保健事業 ◎		22
		4) 予防接種事業 ◎		23
		5) 子育て世代包括支援センター ◎★		24
		6) 食育の推進 ◎		25
		7) 性教育講演会 ◎		26
		8) 子ども医療費助成事業		27
	⑥ 発達が気にな	1) 発達支援センター事業		28

	る子どもへの支援の充実	2) 教育相談センター事業	29
2. 家庭の子育て力が高まり、安心して子育てができる 【子育て家庭の視点】	①子育てを楽しく感じられる機会の確保	1) 地域子育て支援センター事業 ★	30
		2) 子育てについての学習機会等の提供 ★	31
		3) ブックスタート事業	32
		4) 妊娠期からの育児支援 ◎	33
		5) 子育て情報提供の充実 ★	34
	②子育て相談の充実、機能向上	1) 子ども家庭総合支援拠点（家庭相談事業）★	35
		2) 子育て世代包括支援センター ◎★ ※再掲	—
		3) 地域子育て支援センター事業★※再掲	—
		4) 発達支援センター事業 ※再掲	—
		5) 教育相談センター事業 ※再掲	—
	③特別な配慮を要する子どもや家庭への支援の充実	1) ひとり親家庭等への支援	36
		2) 障がいを持つ子への総合支援	37
		3) 子どもの虐待予防・対策の強化	38
		4) 子どもの貧困対策	39
	④多様化するニーズに対応できる保育サービスの充実	1) 特別保育事業	40
		2) 病児・病後児保育事業	41
		3) 広域入所保育事業	42
		4) ファミリー・サポート・センター事業	43
	⑤生活基盤の安定のための経済的支援の推進	1) 児童手当	44
		2) 児童扶養手当	45
3) 幼児教育・保育の無償化		46	
4) 子ども医療費助成事業 ※再掲		—	
3. 地域の特色と活力を生かし、子どもと家庭を支える 【地域の視点】	①地域の子育て応援体制づくり	1) 子育てサークルの活動支援	47
		2) 十日町市青少年育成市民会議	48
		3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動	49
		4) 防犯活動の推進	50
		5) ファミリー・サポート・センター事業 ※再掲	—
		6) コミュニティ・スクール推進事業 ※再掲	—
	②社会全体で子育てを支える気運の醸成	1) ワーク・ライフ・バランスのとれたまちづくり	51
		2) 地域子育て応援カード（MEG03カード）事業	52
		3) 子どもと子育てに関する意識啓発	53
	③子どもの安全の確保	1) 通学路等の整備	54
		2) 防犯活動の推進 ※再掲	—

## 2 重点的な取組 ～ 計画で中核として位置づけるもの ～

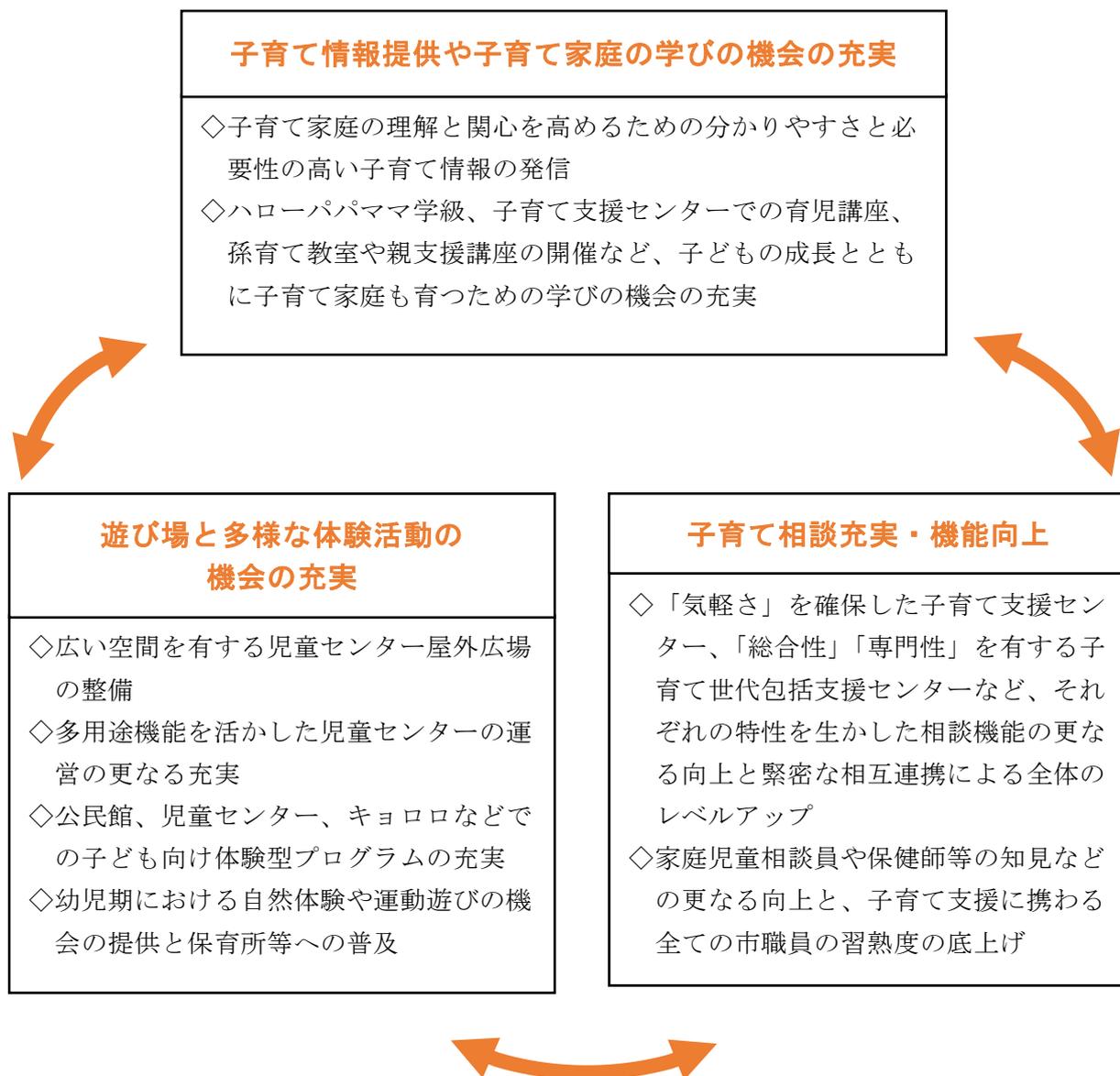
計画の基本理念「安心して子どもを産み育てられるまち」の実現に向けた取組を計画的に推進していくため、子育てを取り巻く社会環境の変化やニーズ調査結果における子育て家庭のニーズ等を勘案し、この5年間においては、次の3点について、重点的に取り組めます。

一つ目は、子育て家庭が子育てに喜びと生きがいを感じられるよう、子どもの成長に応じて子育て家庭が必要とする情報の提供や学びの機会を充実させようとするものです。

二つ目は、子どもの豊かな感性、好奇心、探求心、思考力、生きる力や社会性を育てるよう、遊びや様々な体験・交流活動の機会を充実させようとするものです。

三つ目は、子育て家庭の気持ちを受け止め、寄り添いながら、子育てに対する不安や孤立感を和らげられるよう、相談機能を充実させようとするものです。

これらの3つは、相互に関連があって相乗作用させていくべきものととらえます。



### 3 事業の展開

◎印のある取組は母子保健計画に関わる事業である。

#### 基本目標1 子どもが心身ともに健やかに成長することができる【子どもの視点】

##### 基本目標1－施策① 全ての子どもがともに育ちあう場の充実

取組		取組概要		
1	公立保育園運営事業	平成31年4月現在、計6園（令和2年4月からは計4園）で、保育の必要な乳幼児を預かるため施設を運営する。（31.4月：園児数339人） 近年、0・1歳児の入所が増加傾向にあり、保護者の就労環境の変化をとらえつつ、今後も受入れ体制の充実を図る。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	子育て支援課
2	私立保育園運営委託事業	平成31年4月現在、計4園（令和2年4月からは計3園）で、保育の必要な乳幼児を預かるために、運営を委託する。（31.4月：園児数260人） 今後も各保育所の特徴を生かし、市との連携の中で、乳幼児の受け皿づくりや保育環境の充実に取り組む。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、私立保育所	推進	子育て支援課
3	地域保育園運営委託事業	平成31年4月現在、計2園で、地域に密着した保育を実施する。（31.4月：園児数28人） 今後も地域性を生かしながら、市と連携しつつ、保育環境の充実を図る。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、地域保育所、小規模保育所	推進	子育て支援課
4	認定こども園運営事業	平成31年4月現在、計11園（令和2年4月からは計13園）で、教育と保育を一体的に行う施設を運営する。（31.4月：園児数933人） 今後も各認定こども園の特徴を生かし、市との連携の中で、乳幼児の受け皿づくりや教育・保育環境の充実に取り組む。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、認定こども園	推進	子育て支援課
5	障がい児保育事業	障がいを持つ幼児や発達が気になる幼児に対して、心身の発達と自立などを促進できるよう必要な保育を実施する。 公立保育所での実施のほか、私立保育所・認定こども園等における取組に対し、市は必要な支援を引き続き実施する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、保育所・認定こども園等	推進	子育て支援課 発達支援センター

6	保育園等施設整備事業	<p>公立保育所・私立保育所・認定こども園等において、耐震化や改修、必要な施設整備を行い、または支援する。</p> <p>公立保育所においては整備が必要な施設の改修等を計画的に行い、私立保育所・認定こども園等においては関係者と協議・調整のうえでその整備を支援する。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、保育所・認定こども園等</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、保育所・認定こども園等	推進	子育て支援課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市、保育所・認定こども園等	推進	子育て支援課						
7	特別支援教育の充実	<p>市立特別支援学校を設置・運営する。必要により小中学校への支援学級の新設や増設、一人学級継続等を県に要望していく。</p> <p>今後も、学校・学級の適切な運営のため、教員研修等の実施により就学支援の充実を図る。</p> <p>また、支援を要する児童生徒が夢と希望をもって成長できる環境づくりに努める。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、小中学校、特別支援学校</td> <td>推進</td> <td>学校教育課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、小中学校、特別支援学校	推進	学校教育課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市、小中学校、特別支援学校	推進	学校教育課						
8	学校整備事業	<p>市の年次計画等に沿いながら、市内小中学校の老朽化施設の長寿命化改修や大規模改修など必要な施設整備を実施する。</p> <p>今後も児童生徒の安全で快適な学校生活の場を提供するため、計画的に整備を推進する。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td>推進</td> <td>教育総務課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市	推進	教育総務課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市	推進	教育総務課						
9	教育・保育マンパワー育成事業	<p>保育士、幼稚園教諭等、保育に係わる全ての職員のスキルアップに向けて、目標設定と計画管理の中で、研修を実施する。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課 発達支援センター</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市	推進	子育て支援課 発達支援センター
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市	推進	子育て支援課 発達支援センター						

### 基本目標 1－施策② 保幼と小中の連携強化

	取組	取組概要						
10	小中一貫教育推進事業	<p>中学校区ごとに小中一貫教育を行い、学力の向上と、小学校から中学校生活へのスムーズな移行を行う。義務教育9年間の児童生徒の育成を目指し、コミュニティ・スクールとの連携を図る。また、かけはし推進委員会等を設置し、保・幼、小・中学校間の研修や連携、各種会議などを実施する。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、保育所・認定こども園、小中学校</td> <td>推進</td> <td>学校教育課 子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、保育所・認定こども園、小中学校	推進	学校教育課 子育て支援課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市、保育所・認定こども園、小中学校	推進	学校教育課 子育て支援課						

11	コミュニティ・スクール推進事業	学校・家庭・地域が一体となり、社会総がかりで子どもを育てることを目的にコミュニティ・スクールを設置し、学校の支援体制を構築するとともに小中一貫教育の推進を図る。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、保育所・認定こども園、小中学校	推進	学校教育課 子育て支援課
12	“保幼小”連携促進事業	保育の質向上と小1プロブレム（問題・課題）の課題解決に向け、保幼小の連携促進を図る。保育所、認定こども園、小学校の職員間の情報交換の機会や相互の施設見学、参観等を実施し、生活規範の準共通化、年長ー小1のカリキュラムの関連化などを促進する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、保育所・認定こども園、小中学校	推進	学校教育課 子育て支援課
13	認定こども園移行の取組の支援	認定こども園への移行を検討する関係者に対し、市は今後サポートを行うほか、基準を満たすための施設整備に対し、必要な支援を行う。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、私立保育所	推進	子育て支援課

### 基本目標 1－施策③ 子どもの居場所づくり

	取組	取組概要		
14	放課後児童健全育成事業	共働き家庭等への子育て支援として、「放課後児童クラブ」を設置し運営する。利用児童の見込み量に応じ、小学校の余裕教室等を利用するなど、児童にとって快適な空間を確保整備する。 今後も研修等を通じて支援員のスキルアップを図り、クラブの運営の充実とともに、子どもの自主性、社会性を育てていく。 また、民間事業者への補助事業を引き続き実施する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、民間事業者	推進	子育て支援課
15	保育所の学童保育の充実	地域のニーズなどに応じ、公立保育所・認定こども園等で、主に小学校低学年児を放課後時間に預かる。 「放課後児童クラブ」との役割分担の中で、今後も学童保育を適切に行う。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、保育所・認定こども園等	推進	子育て支援課

16	子どもの「遊び場」の拡充 ★重点的取組	令和元年8月にオープンした児童センター屋内施設に続き、令和2年7月竣工を目指して児童センター屋外施設の整備を進める。両施設を一体的に管理することにより、新たな「遊び場」としての役割を果たしていく。 ただ「遊べる」ということでなく、子育ての情報発信拠点や相談の受け皿としての役割とともに、今後の地域子育ての充実に向けて、子ども同士や親同士など、交流の拠点となるよう取組を進める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	拡充	子育て支援課

### 基本目標1－施策④ 子どもの学びや体験の機会の充実

取組		取組概要		
17	学力向上事業	全国学力・学習状況調査やNRT調査を実施して分析を行い、課題を明らかにしたうえで方策を定め、保護者と連携しながらきめ細かな指導を実施する。 引き続き、適時適切な指導に取り組む。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、小中学校	推進	学校教育課
18	スポーツの振興	子どもの心身の健やかな成長に向けて、関係団体やスポーツ少年団と連携するほか、地域スポーツクラブの活動を支援する。 子どもたちがスポーツに接する機会の創出に取り組む。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、スポーツ関係団体など	推進	スポーツ振興課
19	多様な体験と交流機会の充実 ★重点的取組	各公民館では、小学生を対象に自然環境や地域資源を活用したさまざまな体験型プログラムを実施する。体験活動を通じ、学校や学年の枠を超えて活動することにより、豊かな人間性を養う。また、生涯学習人材バンクなどを活用した放課後の子どもたちの居場所づくりを検討する。 児童センターや子育て支援センター等で、定期的にイベントを開催し、親子や児童の体験活動、保護者同士の交流を促す。 幼児期の子どもたちが自然体験活動や運動遊びに取り組むためのプログラム作りを進め、民間団体と連携しながら実践する。また、子どもたちの活動を支援するサポーターや保育士等の研修体制の充実を図るほか、保育所等への趣旨普及などに取り組む。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	生涯学習課 子育て支援課 キョロロ

## 基本目標 1－施策⑤ 妊娠中からの親と子の健康づくりの推進

取 組		取組概要		
20	妊娠期の支援 ◎母子保健計画	安心して妊娠・出産ができるように、特定不妊治療費助成、母子健康手帳の交付、妊婦歯科健康診査、妊婦健康診査、必要時に妊婦訪問指導を実施する。引き続き、対象者の健康保持や不安・負担等を軽減するよう、適切なフォローアップに努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
21	出生から乳幼児の支援 ◎母子保健計画	乳幼児の健やかな発育・発達支援に向けて、新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査等を実施する。産婦への支援として、産婦健診、産婦訪問、産後ケア事業等、体調の回復支援や相談支援を実施する。専門医による健診体制の強化を図るとともに、今後も、母子の支援体制を充実させていく。 また、医療的ケアなど継続的な相談支援を必要とする親子を早期に把握し、必要な制度や機関につなげる等の支援を行う。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
22	歯科保健事業 ◎母子保健計画	歯科健診およびブラッシング指導（乳幼児・保育所・妊婦）、ブラッシング教室（中学生）、フッ化物歯面塗布（1歳6か月児）、フッ化物洗口（保育所、小学校、中学校）の実施により、歯科衛生の必要性の普及に取り組む。また、歯科保健指導体制の充実を図り、むし歯保有率の低下とむし歯のない子どもの増加に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
23	予防接種事業 ◎母子保健計画	予防接種法に基づく定期予防接種を個別接種により、乳幼児及び小・中学生を対象に実施する。 未接種者に対し、乳幼児健康診査時の接種歴確認や個別通知・訪問等により引き続き接種勧奨に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
24	子育て世代包括支援センター ◎母子保健計画 ★重点的取組	妊娠期から子育て期にわたる総合相談や切れ目のない支援を実施する。相談窓口の周知を図り、妊産婦及び乳幼児期の多様な相談に応じることができる体制の充実に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課

25	食育の推進 ◎母子保健計画	妊娠期から子育て期にわたる食育指導を実施し、減塩など生活習慣病予防などに取り組む。ハローパパママ学級や乳幼児健康診査時に食生活に関する相談や指導を実施するほか、実践による食生活改善のために、保育所、学校、公民館等の関係機関と連携した食を通じた健康づくりを充実する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
26	性教育講演会 ◎母子保健計画	高校生を対象とした性教育講演会(性教育や性感染症予防など)を開催し、10歳代の望まない妊娠の予防や思春期の健康づくりの普及啓発の充実に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
27	子ども医療費助成事業	疾病の早期発見と早期治療、子どもの健全育成を目的として、18歳までの子どもの医療費について費用を助成する。また、未就学児に対する通院費の全額助成(無償化)など、更なる拡充を図る。引き続き、事業の普及に努めながら、適切に事業を推進する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	子育て支援課

### 基本目標1-施策⑥ 発達が気になる子どもへの支援の充実

	取組	取組概要		
28	発達支援センター事業	乳幼児健診や保育所等との連携により、支援を要する乳幼児の早期発見に努め、適切な支援を行う。 乳幼児の健全な発達に向けて、関係機関と連携しながら、発達相談の窓口として支援の充実に努める。 保育所や放課後児童クラブ等での多様なケースに応じながら的確な指導ができるよう、体制の充実に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	発達支援センター
29	教育相談センター事業	不登校児童生徒を支援する体制を整え、児童生徒の学校復帰を支援する取組。今後も対象児童生徒の円滑な学校復帰に向けて、支援体制を充実する。 市教育センター・発達支援センター相談員が教育関係者や保護者等からの相談支援を行うほか、研修会や講演会を開催して教員等のスキルアップを図る。 引き続き、相談対応や関係者フォローのため体制を充実する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	学校教育課 発達支援センター

**基本目標2 家庭の子育て力が高まり、安心して子育てができる【子育て家庭の視点】**

**基本目標2－施策① 子育てを楽しく感じられる機会の確保**

取組		取組概要		
30	地域子育て支援センター事業 ★重点的取組	主に就園前の乳幼児とその保護者が気軽に遊べ、交流したり、子育ての情報交換をしたりできる施設を運営する。 「気軽さ」を確保した子育てに関する相談対応のほか、必要な情報提供や育児講座などを開催する。また、施設間の連携を緊密化し、各施設の運営の更なる充実を図る。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、民間事業者	推進	子育て支援課
31	子育てについての学習機会等の提供 ★重点的取組	子どもの育ちと親自身の成長を支援するため、ライフステージにあわせた学びの場（ハローパパママ学級、子育て支援センターでの育児講座など）を提供する。 また、保育施設と協力し、保護者会などでの子育て、歯科保健、食育、メディアとのつき合い方などの講演会や、親支援講座を開催し、育児不安の解消や仲間づくりの支援を行う。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	子育て支援課 健康づくり推進課
32	ブックスタート事業	幼少時からの感性の育みと、親子の心のつながりづくりを目的に、乳幼児健診時に絵本をプレゼントし、また、読みきかせコーナーも設け、読みきかせの方法を伝える。引き続き事業の充実に取り組む。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	子育て支援課
33	妊娠期からの育児支援 ◎母子保健計画	安心して妊娠・出産・育児ができるために、母子健康手帳の交付時の相談支援、ハローパパママ学級での育児体験、妊産婦・新生児訪問指導、産後ケア事業など不安・負担等を軽減するため、引き続き事業の充実に取り組む。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
34	子育て情報提供の充実 ★重点的取組	子育てに関する市の情報や子育て関連情報、外出先で役立つ情報、保育所や認定こども園の情報、イベント情報等を情報誌、市ホームページ等、多様なメディア媒体を活用して情報発信を行う。情報発信にあたっては、わかりやすい内容になるよう努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	子育て支援課

## 基本目標 2－施策② 子育て相談の充実、機能向上

取組		取組概要		
35	子ども家庭総合支援拠点（家庭相談事業） ★重点的取組	児童虐待の防止のため、専任の相談員を配置し、児童相談所、保育園、学校等の関係機関と連携し、また、子育て世代包括支援センターと一体となって支援や保護が必要な妊婦、児童等に対し相談、助言及び支援を行う。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
—	子育て世代包括支援センター ◎母子保健計画 ★重点的取組 ※再掲	妊娠期から子育て期にわたる総合相談や切れ目のない支援を実施する。相談窓口の周知を図り、妊産婦及び乳幼児期の多様な相談に応じることができる体制の充実に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	健康づくり推進課
—	地域子育て支援センター事業 ★重点的取組 ※再掲	主に就園前の乳幼児とその保護者が気軽に遊べ、交流したり、子育ての情報交換をしたりできる施設を運営する。 「気軽さ」を確保した子育てに関する相談対応のほか、必要な情報提供や育児講座などを開催する。また、施設間の連携を緊密化し、各施設の運営の更なる充実に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、民間事業者	推進	子育て支援課
—	発達支援センター事業 ※再掲	乳幼児の健全な発達に向けて、関係機関と連携しながら、発達相談の窓口として支援の充実に努める。 保育所や放課後児童クラブ等での多様なケースに応じながら的確な指導ができるよう、体制の充実に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	発達支援センター
—	教育相談センター事業 ※再掲	市教育センター・発達支援センター相談員が教育関係者や保護者等からの相談支援を行うほか、研修会や講演会を開催して教員等のスキルアップを図る。 引き続き、相談対応や関係者フォローのため体制を充実する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	学校教育課 発達支援センター

### 基本目標 2－施策③ 特別な配慮を要する子どもや家庭への支援の充実

取組		取組概要		
36	ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭などに対しては、児童扶養手当の支給や医療費助成、ひとり親への就労支援などにより、生活の安定と向上を図る。今後も経済的な支援にとどめず、相談支援等、多面的なサポートを行う。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、国、県	推進	子育て支援課
37	障がいを持つ子への総合支援	障がいを持つ子どもやその保護者に対しては、各種手当や医療費助成その他負担の軽減など、経済的な支援に引き続き取り組む。また、子どもの将来を見据え、福祉サービスの提供や相談支援等、多面的なサポートを行う。医療的ケアが必要な子どもに対しては、保健、医療、教育・保育等の関係機関と連携し支援する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、国、県	推進	福祉課 発達支援センター
38	子どもの虐待予防・対策の強化	児童虐待の発生防止、早期発見及び早期対応のため、妊娠期からの切れ目のない支援、体罰によらない子育て等の推進、体制の強化等を図る。また、関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会を開催し、情報共有を図ると共に連携を強化し虐待の発生と重症化の予防に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、県児童相談所、警察	推進	健康づくり推進課
39	子どもの貧困対策	家庭の環境や経済的な状況によらず、全ての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう、就学援助事業や、幼児教育・保育の無償化、0～2歳児の家庭に対する保育料の負担軽減、子ども医療費助成、ひとり親に対する就労支援、相談支援体制の充実など、様々な支援を組み合わせた貧困対策に取り組む。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	子育て支援課 健康づくり推進課 教育総務課

### 基本目標 2－施策④ 多様化するニーズに対応できる保育サービスの充実

取組		取組概要		
40	特別保育事業	通常保育のほか、公立・私立保育所・認定こども園等で、乳児保育や一時預かり、休日保育などを行う。今後も引き続き、多様化傾向にある保育ニーズに対応する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、保育所・認定こども園等	推進	子育て支援課

41	病児・病後児保育事業	<p>病氣中または病氣回復期の児童の適切な健康管理のため、専任スタッフや必要な設備を備えた施設に運営を委託し、一時的に保育を実施する。引き続きニーズをとらえながら、受け皿づくりと運営の充実に取り組む。</p> <p>また、保育所等の関係者と連携していく中で、必要な施設整備に対して支援を実施する。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、私立保育所・認定こども園、医療法人</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、私立保育所・認定こども園、医療法人	推進	子育て支援課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市、私立保育所・認定こども園、医療法人	推進	子育て支援課						
42	広域入所保育事業	<p>保護者の就業事情や里帰り出産などに応じるため、本市の児童の保育を他自治体に委託し、または他自治体の児童の保育を本市で受託する。</p> <p>市内保護者の求めに的確にこたえる一方、各保育所と連携し、受入れ体制の充実を図る。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、保育所・認定こども園</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、保育所・認定こども園	推進	子育て支援課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市、保育所・認定こども園	推進	子育て支援課						
43	ファミリー・サポート・センター事業	<p>地域の中で、育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）が会員となり、保育所の送り迎えや一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う会員組織を運営する。</p> <p>引き続き、会員の増加と質の向上に向け、事業の周知や提供会員向け研修の充実等、必要な改善を図る。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、一般市民</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、一般市民	推進	子育て支援課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市、一般市民	推進	子育て支援課						

## 基本目標 2－施策⑤ 生活基盤の安定のための経済的支援の推進

	取組	取組概要						
44	児童手当支給	<p>子育て家庭における生活安定と児童の健全育成を図ることを目的に、国や県と連携して手当を支給する。今後も制度の趣旨を周知しながら、適切な制度運用を行う。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、国、県</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、国、県	推進	子育て支援課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市、国、県	推進	子育て支援課						
45	児童扶養手当支給	<p>母子家庭及び父子家庭等の児童の養育者に対して、生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的に、国や県と連携して手当を支給する。今後も制度の趣旨を周知しながら、適切な制度運用を行う。</p>						
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、国、県</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、国、県	推進	子育て支援課
		実施主体	行動目標	担当部署等				
市、国、県	推進	子育て支援課						

46	幼児教育・保育の無償化	子どもたちに生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て家庭の経済的な負担軽減を図ることを目的に、国や県と連携し、保育所、認定こども園等を利用する子どもの利用料を無償化する。今後も制度の趣旨を周知しながら、適切な制度運用を行う。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、国、県	推進	子育て支援課
-	子ども医療費助成事業 ※再掲	疾病の早期発見と早期治療、子どもの健全育成を目的として、18歳までの子どもの医療費について費用を助成する。また、未就学児に対する通院費の全額助成（無償化）など、更なる拡充を図る。引き続き、事業の普及に努めながら、適切に事業を推進する。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	子育て支援課

### 基本目標3 地域の特色と活力を生かし、子どもと家庭を支える【地域の視点】

#### 基本目標3-施策① 地域の子育て応援体制づくり

	取組	取組概要		
47	子育てサークルの活動支援	子育て支援を行う市民サークルの育成とその活動の充実を図るため、自主的な活動への補助や、広報誌や市ホームページでの活動紹介などによる情報発信、サークル同士の交流機会の提供など、必要な支援に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、市民サークル	推進	子育て支援課
48	十日町市青少年育成市民会議	青少年の健全育成のために、地域・PTA・学校・公民館等と密接な連携を図るとともに、市民会議・地区育成会の活動を充実し、実践活動の展開や啓発活動を積極的に推進する。 今後も広く市民の総意を結集し、青少年の健全育成に努める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、十日町市青少年育成市民会議、一般市民	推進	生涯学習課
49	民生委員・児童委員、主任児童委員の活動	身近な地域で子育てを支援するために、市内9地区の民生委員児童委員協議会を通じて、民生委員・児童委員や主任児童委員の活動の充実を図る。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、民生委員・児童委員、主任児童委員	推進	福祉課 子育て支援課
50	防犯活動の推進	学校、家庭、地域、警察との連携・協力を密にし、スムーズな情報提供・情報伝達を行い、地域での防犯の取組を強める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、関係者	推進	学校教育課

-	ファミリー・サポート・センター事業 ※再掲	地域の中で、育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）が会員となり、保育所の送り迎えや一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う会員組織を運営する。 引き続き、会員の増加と質の向上に向け、事業の周知や提供会員向け研修の充実等、必要な改善を図る。				
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、一般市民</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、一般市民
実施主体	行動目標	担当部署等				
市、一般市民	推進	子育て支援課				
-	コミュニティ・スクール推進事業	学校・家庭・地域が一体となり、社会総がかりで子どもを育てることを目的にコミュニティ・スクールを設置し、学校の支援体制を構築するとともに小中一貫教育の推進を図る。				
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、保育所・認定こども園、小中学校</td> <td>推進</td> <td>学校教育課 子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、保育所・認定こども園、小中学校
実施主体	行動目標	担当部署等				
市、保育所・認定こども園、小中学校	推進	学校教育課 子育て支援課				

### 基本目標 3－施策② 社会全体で子育てを支える気運の醸成

	取組	取組概要				
51	ワーク・ライフ・バランスのとれたまちづくり	共働き家庭が余裕を持って子育てできる環境を整備するため、育児休業の取得を含め、ワーク・ライフ・バランスについて企業への情報提供や啓発活動を引き続き実施する。				
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、事業所</td> <td>推進</td> <td>企画政策課 産業政策課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、事業所
実施主体	行動目標	担当部署等				
市、事業所	推進	企画政策課 産業政策課				
52	地域子育て応援カード（MEG03カード）事業	地域社会全体で3人以上の子どもや障がいを持つ子どもを養育する家庭を支え、地域で子育てを応援するという気運を盛り上げるため、「MEG03カード」を協賛店舗や施設で提示すると、お店で独自に設定している特典が受けられる取組を推進する。また、カード利用者と協賛店のメリット・デメリットを点検し、必要な改善を進める。				
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市、事業所（店舗等）</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市、事業所（店舗等）
実施主体	行動目標	担当部署等				
市、事業所（店舗等）	推進	子育て支援課				
53	子どもと子育てに関する意識啓発	子どもを含む全ての市民が子どもを権利の主体として尊重する社会づくりを進めるため、家庭、学校、地域、企業など社会の様々な場を通じて、「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容の周知など、子どもと子育てに関する意識啓発に努める。				
		<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>行動目標</th> <th>担当部署等</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td>推進</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table>	実施主体	行動目標	担当部署等	市
実施主体	行動目標	担当部署等				
市	推進	子育て支援課				

### 基本目標3－施策③ 子どもの安全の確保

取組		取組概要		
54	通学路等の整備	通学や園外活動等における児童生徒の安全・安心の確保のため、周辺の通学路等の安全点検を実施し、整備・改修等を関係機関に要請していく。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市	推進	教育総務課 学校教育課 子育て支援課
—	防犯活動の推進 ※再掲	学校、家庭、地域、警察との連携・協力を密にし、スムーズな情報提供・情報伝達を行い、地域での防犯の取組を強める。		
		実施主体	行動目標	担当部署等
		市、関係者	推進	学校教育課



## 第6章 計画の達成に向けて

## 第6章 計画の達成に向けて

### 1 計画の推進体制

本計画の基本理念「安心して子どもを産み育てられるまち」の実現に向け、行政だけでなく、家庭、教育・保育などの事業関係者、市民をはじめとする市民活動団体や地域団体、企業などとの連携により子育て支援を推進していきます。それぞれが担うべき役割を認識し、各自の特徴を活かしたきめ細やかな取組を行うことで、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくまちづくりを目指します。

#### (1) 「家庭」の役割

##### ① 育む責務

全ての子どもにとって、家庭は日常の原点であり、体と心が最も休まる場所です。家族はそのような良い家庭づくりに努め、あわせて子どもの人権を尊重し、たくさんの愛情と強い責任感を持ちつつ、わが子を健やかに育む第一義的責務を有しています。

##### ② 生きる強さの付与

家庭においては、子どもが自立して社会に適応できるよう、基本的な生活習慣や必ず守るべきルールを身につけさせることが不可欠です。また、人生の悲喜などを共にしつつ、生きる強さを身につけさせることが、これまで以上に求められています。

#### (2) 「行政（市）」の役割

##### ① 旗振り、取組の実行

家庭が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、その責任を果たせるよう、子どもや子育て家庭を支援していくことが求められます。地域における子育て支援の中心（旗振り）として、関係者と連携を取りながら、中長期先を見据えたビジョン（※）のもと、未来に向けて様々な施策と取組を実施していく必要があります。

※本計画等を指す。

##### ② 全体の調整

子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた環境や子育て支援が提供されることが求められます。子どもの発達段階に応じた環境の適正や環境間のつながりなど、行政側で調整していくことが重要です。

特に、教育・保育サービスについては、その内容の適正さや配置の妥当性などを常に把握・点検し、適切な水準で提供し続けることが求められます。

##### ③ 切れ目のない支援

今後も家庭における子育てが基本であることから、家庭の妊娠・出産・子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることができるよう、ライフステージに応じて切れ目なく、必要な支援を行うことが求められます。

#### (3) 「教育・保育などの事業関係者」の役割

##### ① 質の向上

幼児期は、基本的な身体機能や運動機能の発達をはじめ、豊かな感性や自我、主体

性のほか、人間関係の面でも日々急速に成長する時期です。その間における子どもの健やかな発達を保障するため、子どもの適性や成長過程などを的確にとらえた、質の高い教育・保育サービスの提供が求められます。

## ② 個の尊重

子どもの安全安心を最優先にする一方、その子の思いや感情表現を大切にしながら、寄り添い向き合う教育・保育が一段と重要になってきています。

## ③ 研鑽努力

働く母親の増加や核家族化の進行など、子育てを取り巻く環境が変化する中、多様な保育ニーズに機敏で柔軟に応じることができるよう、教育・保育に関わる者の自己研鑽が求められます。

## (4) 「地域（市民や市民活動団体、地域団体、企業など）」の役割

### ① 共通の心がけ

次代を担う子どもを育むことが地域社会にとって大切な課題との認識のもと、子どもとともに子育て家庭を気づかい、見守り、支えることを市民共通の心がけとする必要があります。

### ② 身近な隣人として

かつてはほかの子を諭し、しつけることが当然であったように、身近な隣人として、子育て中の家庭の気持ちを受け止め、寄り添い、支えていくほか、子どもに対しては地域の文化や社会のルールを引き継いでいくことが求められます。

### ③ 企業の理解

事業所によっては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場環境づくりや雇用環境の整備を行うことが求められます。

## (5) 関係者間の具体的連携

家庭、行政（市）、教育・保育などの事業関係者、地域の4者は、子ども・子育て会議を中核として連携を図ります。

また、特定の者と市とによる個別対応が必要なケースでは、2者による連絡協議の場を設け、特定施設の設置を検討するようなケースでは、機動的に対応できるよう、必要により作業部会（ワーキング）を設置します。

## 2 計画の進行管理

### (1) 取組の進捗管理など

前章でまとめた54の取組について、各年度において、各取組の実施状況を点検、評価し、その実施状況を公表するなど、計画的な進行管理と取組内容の改善を行います

取組の実施状況や評価については、子ども・子育て会議で説明を行い、その内容に同意を得た後に公表等するものとします。

### (2) 計画の変更について

本計画の内容に変更の必要が生じたときは、子ども・子育て会議の同意を得た場合に限って、変更が行えるものとします。

## 資料編

## 資料編

### 十日町市子ども・子育て応援プランの策定経過

開催年月日	項目	概要
平成31年 2月4日	平成30年度第2回 十日町市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しらうめ保育園に対する小規模保育事業B型の認可について</li> <li>・保育施設等の利用定員について</li> <li>・子ども・子育て支援に係るニーズ調査（案）について</li> </ul>
平成31年 3月～4月	子ども・子育てに係るニーズ調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前児童の保護者</li> <li>・小学生児童の保護者</li> </ul>
令和元年 10月15日	令和元年度第1回 十日町市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設等の利用定員について</li> <li>・支援事業計画の進捗状況について</li> <li>・ニーズ調査結果の概要について</li> <li>・「(仮称)十日町市子ども・子育て応援プラン」の策定概要について</li> </ul>
令和2年 1月24日	令和元年度第2回 十日町市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「十日町市子ども・子育て応援プラン（案）」について</li> <li>・保育施設等の利用定員について</li> </ul>
令和2年 2月7日～ 2月25日	パブリックコメント実施	
令和2年 3月	計画策定	



## 子ども・子育てニーズ調査結果

### 調査の概要

#### (1) 調査目的

当市が「子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たり、教育・保育・子育て支援について、市民のニーズ（現在と今後の利用など）をあらかじめ把握し、議論や検討の基礎資料とするために行ったもの。

#### (2) 調査の実施要領

就学前児童用及び小学生児童用の2種類の調査票を作成し、両調査ともにプライバシー保護のために無記名方式により実施した。

就学前児童用	
調査時期	平成 31 年 3 月
調査対象者及び調査方法	十日町市に在住する0歳～6歳の就学前の子どもを持つ保護者を無作為に抽出し、調査の対象とした。調査票の配布は郵送または園を通して行い、回収は郵送方式とした。
小学生児童用	
調査時期	平成 31 年 3 月
調査対象者及び調査方法	十日町市に在住する小学校1年生～6年生の子どもを持つ保護者を無作為に抽出し、調査の対象とした。調査票の配布は小学校を通して行い、回収は郵送方式とした。

#### (3) 配布数・回答数

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童用	1,031 件	526 件	51.0%
小学生児童用	1,846 件	947 件	51.3%

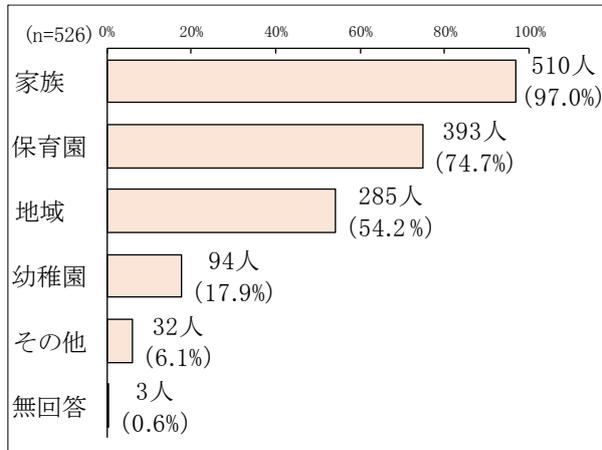
#### (4) 調査結果に関する注意点

- ・結果は百分率（%）で表示し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した結果、個々の比率が合計100%にならないことがある。  
複数回答（2つ以上の回答）では、合計が100%を超える場合がある。
- ・図表中の「n（number of cases の略）」は、質問に対する回答者の総数（該当者質問では該当者数）を示し、回答者の比率（%）を算出するための基数である。
- ・本文及び図表中において、調査票より簡略した表記を用いた部分がある。

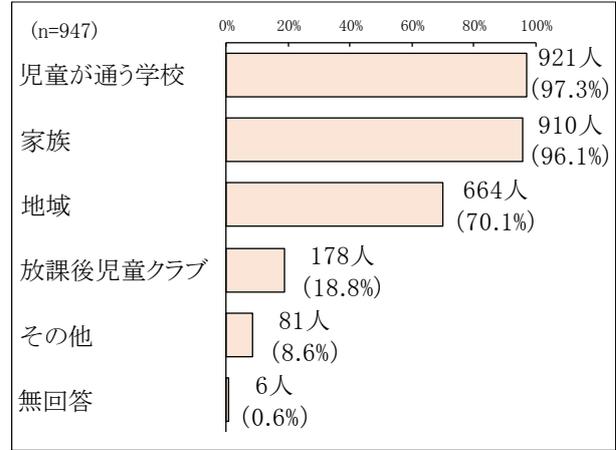
## 調査結果（抜粋）

問 8 あて名のお子さんの子育てに、影響すると思われる環境をお答えください。

### 【就学前児童】

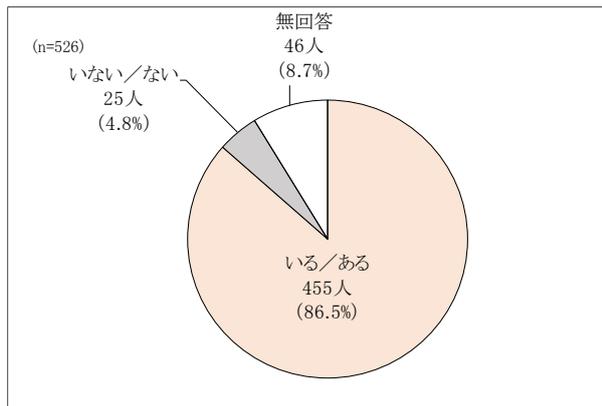


### 【小学生児童】

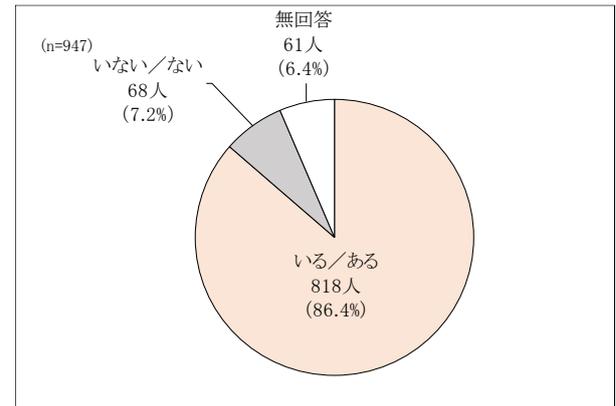


問 10 あて名のお子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。 また、相談できる場所がありますか。

### 【就学前児童】



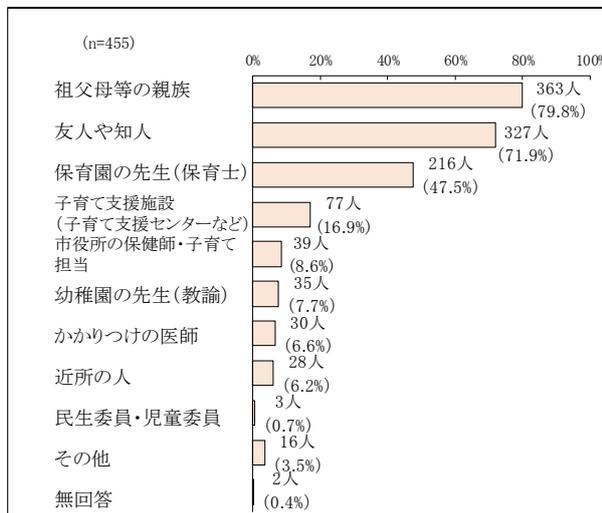
### 【小学生児童】



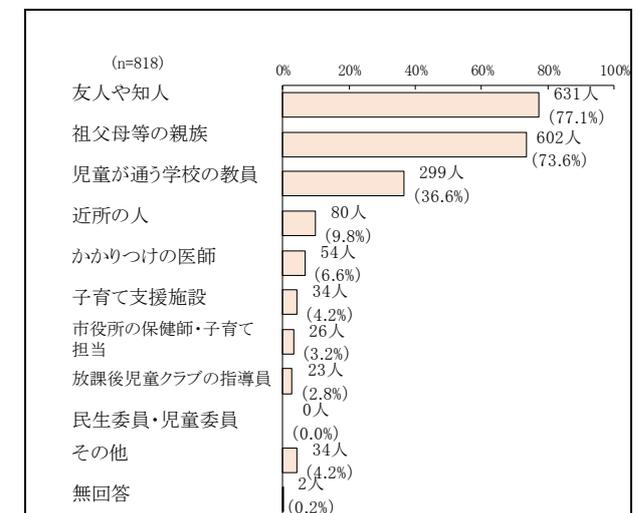
問 10 で「1. いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。

問 10-1 あて名のお子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

### 【就学前児童】



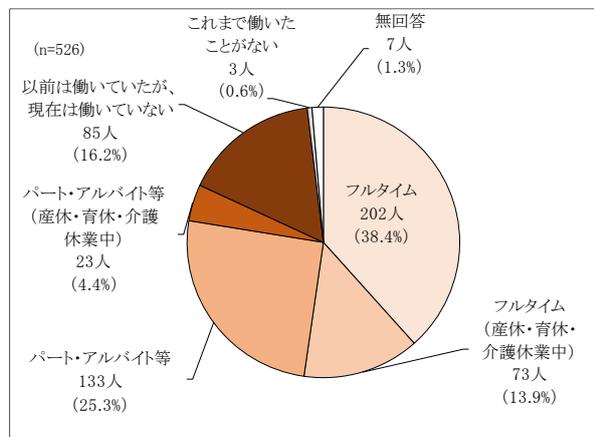
### 【小学生児童】



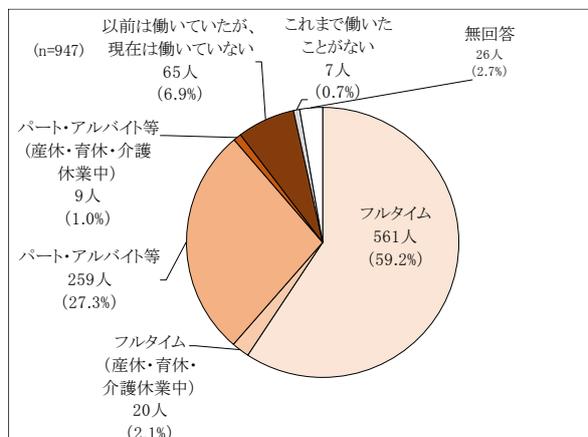
問 12 あて名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

**母親**

**【就学前児童】**

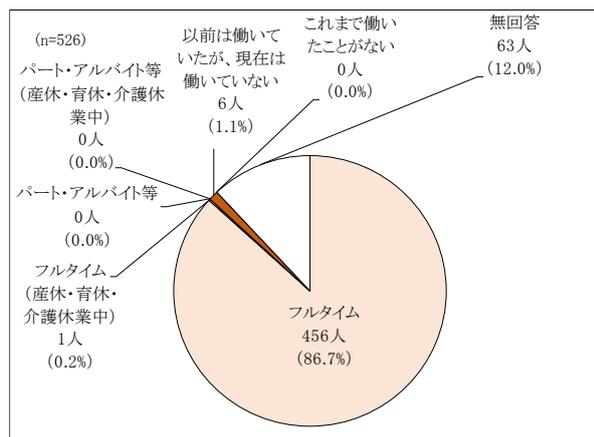


**【小学生児童】**

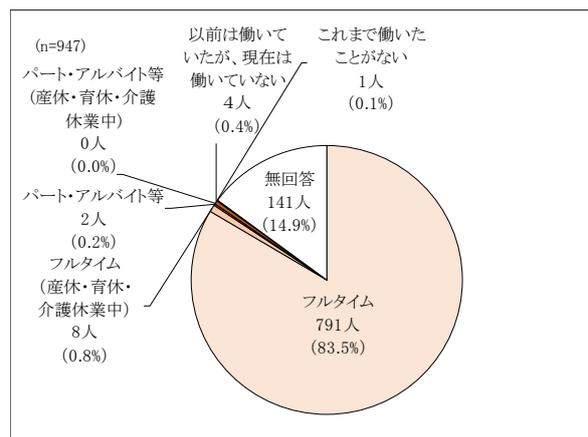


**父親**

**【就学前児童】**

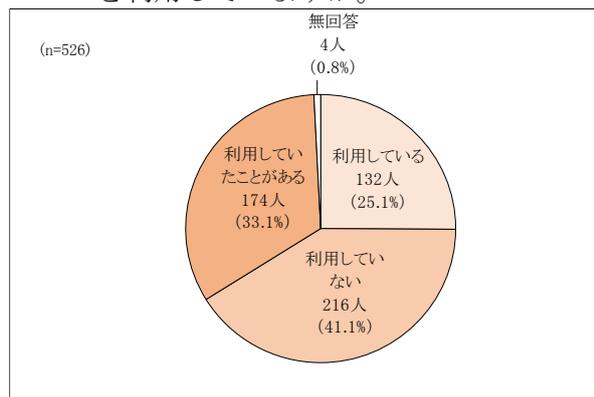


**【小学生児童】**



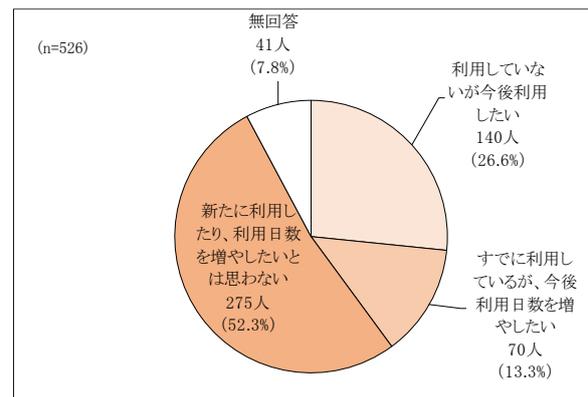
(就学前児童用調査票のみの設問)

問 17 あて名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「子育て支援センター」「つどいの広場」等と呼ばれています。）を利用していますか。



(就学前児童用調査票のみの設問)

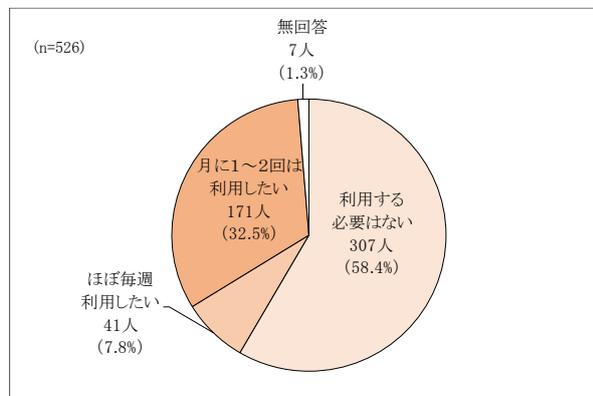
問 18 地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。



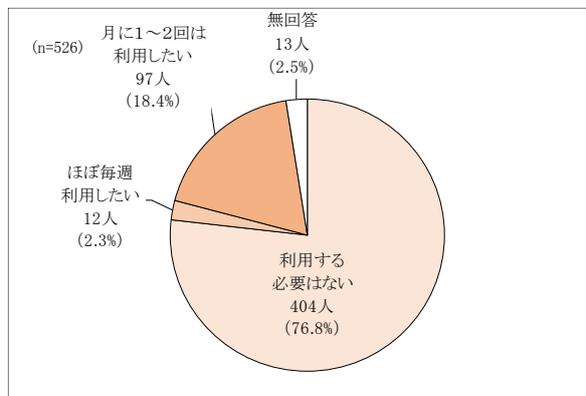
(就学前児童用調査票のみの設問)

問 20 あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な保育・教育のサービスの利用希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。(一時的な利用は除きます。)

**土曜日**

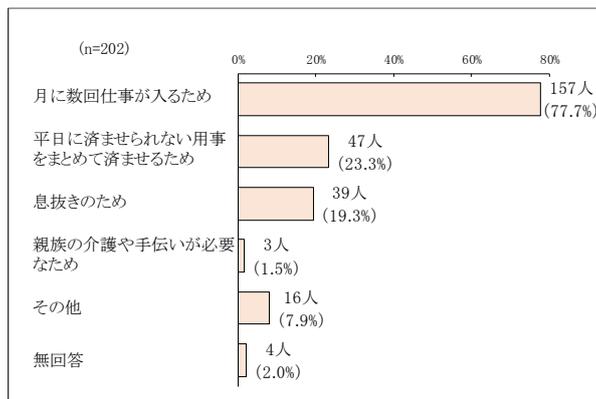


**日曜日・祝日**



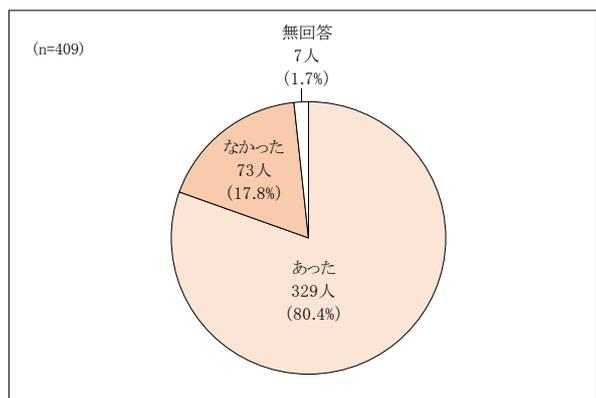
問 20 の (1) または (2) で「3. 月に1~2回は利用したい」に○をつけた方にうかがいます。

問 20-1 毎週ではなく、たまに利用したい理由はなんですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。



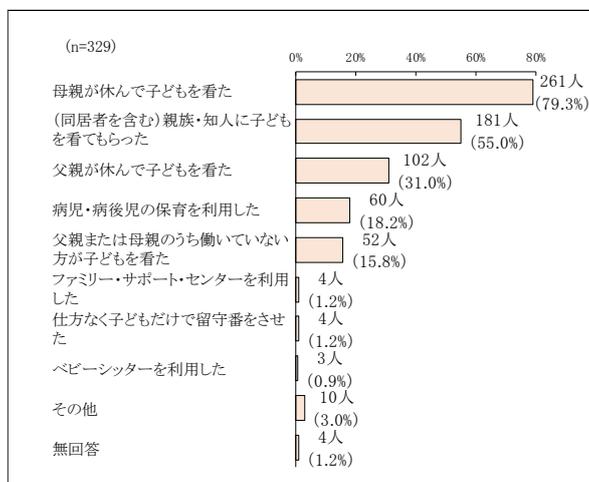
問 15 で「1.」(「定期的な保育・教育のサービス」を利用している)に○をつけた方にうかがいます。

問 22 この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで普段利用している保育・教育のサービスが利用できなかったことはありますか。



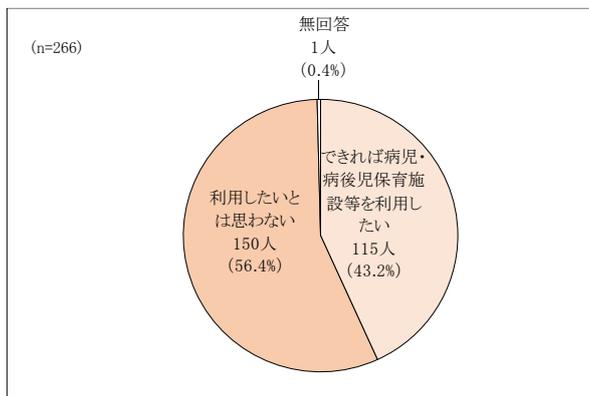
(就学前児童用調査票のみの設問)

問 22-1 この1年間に、あて名のお子さんが病気やけがで普段利用している保育・教育のサービスが利用できなかった場合に行った対処方法として、当てはまる番号すべてに○をつけてください。



問 22-1 で「1.」「2.」のいずれかに回答した方にかがいます。

問 22-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。



## 母子保健計画に係る成果指標の現状

### ～「健やか親子21（第2次）」における中間評価の全国及び県との比較～

#### 1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策 （単位：％）

指 標	全国	新潟県	十日町市			
	H29	H29	H28	H29	H30	
妊娠出産について満足している者の割合 （3・4か月児）	82.8	92.4	94.1	94.3	96.8	
むし歯のない3歳児の割合	85.6	89.3	75.1	77.1	79.0	
乳幼児健康診査未受診率	3・4か月児	4.5	3.3	2.0	1.8	1.7
	1歳6か月児	3.8	1.4	0.0	2.4	1.4
	3歳児	4.8	2.1	0.5	0.9	0.9
仕上げ磨きをする親の割合（1歳6か月児）	73.1	72.0	78.1	79.7	73.1	
産後1か月でEPDS <sup>（注1）</sup> 9点以上の褥婦の割合	9.8	12.2	—	10.2	15.1	
1歳6か月までに四種混合の予防接種を終了している者の割合（1歳6か月児） <sup>（注2）</sup>	96.8	96.6	94.2	91.7	95.8	
1歳6か月までに麻しん・風しんの予防接種を終了している者の割合（1歳6か月児） <sup>（注2）</sup>	91.3	87.6	80.1	85.4	87.7	

注1 EPDS(エジンバラ産後うつ質問票)は、産後うつ病のリスク度を判定し、支援する指標

注2 十日町市においては、未接種者に対して個別に接種勧奨を実施しており、最終的な接種者の割合は高くなる。(参考：H29 92.2%)

#### 2 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり （単位：％）

指 標	全国	新潟県	十日町市		
	H29	H29	H28	H29	H30
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	94.5	95.3	92.8	93.3	93.9
積極的に育児をしている父親の割合	59.9	59.4	60.4	61.0	63.4
乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合（1歳6か月児）	46.5	43.8	60.6	38.2	42.6

#### 3 育てにくさを感じる親に寄り添う支援 （単位：％）

指 標	全国	新潟県	十日町市		
	H29	H29	H28	H29	H30
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	81.3	81.2	90.2	84.0	83.0
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	89.4	88.5	90.2	91.4	90.8

## 4 妊娠期からの児童虐待防止対策

(単位：%)

指 標		全国	新潟県	十日町市		
		H29	H29	H28	H29	H30
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	3・4か月児	92.1	—	90.6	94.0	90.4
	1歳6か月児	80.3	—	76.8	90.0	86.0
	3歳児	61.1	—	56.4	55.8	62.3
乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を知っている親の割合（3・4か月児）		97.3	98.4	98.2	98.9	98.6

## ※1 「健やか親子21（第2次）」とは

「健やか親子21（第2次）」は、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を推進する国民運動計画である。平成27年度から令和6年度までを第2次計画として定め、「全ての子どもが健やかに育つ社会」を目指す姿としている。

なお、指標については、乳幼児健康診査時に保護者に対して行う全国一律の問診票により算出するものである。

## ※2 本表は、母子保健計画に関連のある項目のみ抜粋し掲載したものである。



## 十日町市の教育・保育施設等一覧（令和2年1月現在）

### 公立保育所

	施設名	定員	住所
1	鏡島保育園	50	十日町市南鏡坂 234 番地 1
2	高山保育園	65	十日町市錦町二丁目 57 番地
3	きらきら西保育園	100	十日町市下川原町 2 番地
4	水沢保育園	60	十日町市馬場丁 1231 番地
5	千手保育園	110	十日町市上新井 87 番地 3
6	松之山保育園	40	十日町市松之山 1157 番地 8

※水沢保育園は令和2年3月をもって閉所予定

※千手保育園は令和2年4月以降、(福)松代福祉会が運営し、認定こども園に移行予定

### 私立保育所

	施設名	定員	住所	運営法人
1	十日町幼児園	60	十日町市本町西一丁目 253 番地	(福)おりいぶ会
2	大井田保育園	80	十日町市四日町 1680 番地 19	(福)大井田会
3	山本愛泉保育園	70	十日町市山本町二丁目 975 番地	(福)山本愛泉保育園
4	森の保育園	70	十日町市大黒沢 1789 番地 2	(福)森の保育園

※森の保育園は令和2年4月以降、「認定こども園あおのもり」に移行・名称変更予定

### 地域保育所

	施設名	定員	住所	運営法人
1	水沢南部保育園	40	十日町市馬場甲 834 番地 1	十日町市運営委員会

### 小規模保育所

	施設名	定員	住所	運営法人
1	しらうめ保育園	19	十日町市高田町四丁目 3 番地 1	NPO 法人しらうめ保育園

### 認定こども園

	施設名	定員	住所	運営法人
1	愛宕幼稚園	75	十日町市川原町 823 番地 1	(学)放光学園
2	十日町カトリック天使幼稚園	104	十日町市寿町四丁目 4 番地 7	(学)聖母学園
3	むつみこども園	140	十日町市下条三丁目 209 番地	(学)下条学園
4	慈光こども園	135	十日町市川治 877 番地 1	(福)八千代会
5	中里なかよし保育園	175	十日町市田中口 259 番地 1	(福)清津福祉会
6	まつだい保育園	85	十日町市松代 3526 番地 10	(福)松代福祉会
7	中条こども園	75	十日町市中条甲 1022 番地 7	(福)まどか会
8	いずみこども園	80	十日町市昭和町三丁目 18 番地 1	(福)水月会
9	北越こども園	90	十日町市本町六の一丁目 79 番地 1	(福)北越福祉会
10	しんごこども園	70	十日町市新座甲 823 番地 4	(福)十日町福祉会
11	うえのこども園	80	十日町市上野乙 166 番地	(福)十日町福祉会

## 小学校

	施設名	住所
1	十日町小学校	十日町市学校町一丁目 614 番地 32
2	中条小学校	十日町市中条甲 1242 番地 1
3	東小学校	十日町市四日町新田 375 番地
4	飛渡第一小学校	十日町市中条戊 2033 番地 1
5	川治小学校	十日町市川治 688 番地 2
6	吉田小学校	十日町市山谷 1958 番地
7	鑑島小学校	十日町市南鑑坂 449 番地 3
8	下条小学校	十日町市下条四丁目 241 番地
9	水沢小学校	十日町市馬場丁 1641 番地
10	馬場小学校	十日町市馬場乙 1575 番地
11	西小学校	十日町市西本町一丁目 365 番地 1
12	千手小学校	十日町市上新井 32 番地
13	上野小学校	十日町市上野甲 1376 番地
14	橘小学校	十日町市野口 1 番地 1
15	田沢小学校	十日町市上山己 1492 番地
16	貝野小学校	十日町市本屋敷丁 58 番地 1
17	松代小学校	十日町市松代 3268 番地 5
18	松之山小学校	十日町市松之山 1162 番地 3

## 中学校

	施設名	住所
1	十日町中学校	十日町市新座甲 2 番地 10
2	中条中学校	十日町市中条甲 569 番地 1
3	南中学校	十日町市北新田 142 番地 1
4	吉田中学校	十日町市小泉 106 番地 1
5	下条中学校	十日町市下条四丁目 241 番地
6	水沢中学校	十日町市馬場丁 2006 番地
7	川西中学校	十日町市霜条 51 番地
8	中里中学校	十日町市桔梗原キ 1301 番地
9	松代中学校	十日町市松代 5562 番地 1
10	松之山中学校	十日町市松之山 1162 番地 3

## 特別支援学校

	施設名	住所
1	ふれあいの丘支援学校	十日町市学校町一丁目 614 番地 32

## 子育て支援センター

	施設名	住所	備考
1	子育て支援センター「くるる」	十日町市本町二丁目4番地1	
2	川西子育て支援センター「えくぼ」	十日町市上野乙166番地	うえのこども園併設
3	中里子育て支援センター「きらりん」	十日町市田中ロ259番地1	中里なかよし保育園併設
4	松代子育て支援センター「すくすく」	十日町市松代3526番地10	まつだい保育園内
5	松之山子育て支援センター「にこにこ」	十日町市松之山1157番地8	松之山保育園内
6	子育て支援センター「つどいの広場」	十日町市下条三丁目209番地	むつみこども園内

## 放課後児童クラブ

	施設名	住所	備考
1	十日町小学校放課後児童クラブ	十日町市学校町一丁目614番地32	十日町小学校併設
2	中条小学校放課後児童クラブ	十日町市中条甲1242番地1	中条小学校併設
3	東小学校放課後児童クラブ	十日町市四日町新田375番地	東小学校内
4	川治小学校放課後児童クラブ	十日町市川治688番地2	川治小学校内
5	水沢小学校放課後児童クラブ	十日町市馬場丁1641番地	水沢小学校内
6	西小学校放課後児童クラブ	十日町市西本町一丁目365番地1	西小学校内
7	鑑島小学校放課後児童クラブ	十日町市南鑑坂449番地3	鑑島小学校内
8	下条小学校放課後児童クラブ	十日町市下条四丁目183番地2	ケアホームげじょう内
9	千手小学校放課後児童クラブ	十日町市上新井32番地	千手小学校内
10	上野小学校放課後児童クラブ	十日町市上野甲1376番地	上野小学校内
11	橘小学校放課後児童クラブ	十日町市野口1番地1	橘小学校内
12	田沢小学校放課後児童クラブ	十日町市上山己1492番地	田沢小学校内
13	松代小学校放課後児童クラブ	十日町市松代3268番地5	松代小学校併設
14	ほくえつジュニアらんど	十日町市本町六の一丁目79番地1	北越こども園内
15	放課後児童クラブ「コロボックル」	十日町市川治877番地1	慈光こども園併設

## 学童保育

	区分	施設名	住所
1	公立保育所	松之山保育園	十日町市松之山1157番地8
2	私立保育所	山本愛泉保育園	十日町市山本町二丁目975番地
3	地域保育所	水沢南部保育園	十日町市馬場甲834番地1

## 病児・病後児保育施設

	区分	施設名	住所	備考
1	病児保育	子育て・健康支援センター「ちくたく」	十日町市馬場丙1550番地3	たかき医院併設
2	病後児保育	十日町幼稚園	十日町市本町西一丁目253番地	十日町幼稚園併設
3	病後児保育	慈光こども園病後児保育室「慈光ぼけっと」	十日町市川治877番地1	慈光こども園併設

## 児童センター

	施設名	住所
1	児童センター「めぐらんど」	十日町市学校町一丁目808番地6

## 十日町市子ども・子育て会議委員

区分	氏名	条例第3条第2項における区分等	備考
会長	関 周一	子ども・子育て支援事業従事者	特定非営利活動法人ほほえみ副理事長
副会長	渡邊百合子	関係団体の推薦を受けた者	十日町市私立保育園・こども園連絡協議会代表
委員	杉本 典恵	子どもの保護者	子育て支援センター利用者保護者
〃	福崎 順子	子どもの保護者	十日町地域保育所等保護者
〃	八重澤聡美	子どもの保護者	川西地域保育所等保護者
〃	富井 明美	子どもの保護者	中里地域保育所等保護者
〃	鈴木 健宣	子どもの保護者	松代地域保育所等保護者
〃	島田 志乃	子どもの保護者	松之山地域保育所等保護者
〃	阿部とよ子	関係団体の推薦を受けた者	十日町市認定こども園協会代表
〃	富井 武保	関係団体の推薦を受けた者	十日町市地域保育所連絡協議会代表
〃	井ノ川ゆかり	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	十日町市公立保育所代表
〃	丸山 和猪	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	十日町市主任児童委員会委員
〃	富澤 恵子	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	
〃	平野 久美	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	
〃	馬場久美子	市長が特に必要があると認める者	公募委員



## 十日町市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 20 日  
条例第 31 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、十日町市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、

会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

十日町市子ども・子育て応援プラン  
(第2期子ども・子育て支援事業計画)

発行・編集：十日町市市民福祉部子育て支援課

住 所：〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

電 話：025-757-3719

発 行：令和2年3月

